

薩摩川内市地域福祉計画
(別冊)(案)



薩摩川内市

平成 19 年 2 月

目 次

各種相談窓口

1	庁舎内での相談	1
2	庁舎外での相談	2

社会福祉

1	災害弔慰金等の支給等	福祉課福祉係	4
2	小災害の援助	〃	5
3	旧軍人・戦没者遺族等の援助	〃	6
4	行旅病人及び行旅死亡人	〃	6
5	隣保館運営	〃	7
6	民生委員・児童委員	〃	8
7	社会福祉団体の育成	〃	8

生活保護

1	生活保護制度の基本原則	福祉課援護係	9
(1)	国家責任による最低生活保障の原理	〃	9
(2)	保護請求権無差別平等の原理	〃	9
(3)	健康で文化的な最低生活保障の原理	〃	9
(4)	保護の補足性の原理	〃	9
2	生活保護実施上の原則	〃	10
(1)	申請保護の原則（法第7条）	〃	10
(2)	基準及び程度の原則（法第8条）	〃	10
(3)	必要即応の原則（法第9条）	〃	10
(4)	世帯単位の原則（法第10条）	〃	10
3	保護の種類	〃	10
(1)	生活扶助	〃	10
(2)	住宅扶助	〃	10
(3)	教育扶助	〃	10
(4)	医療扶助	〃	10
(5)	介護扶助	〃	11
(6)	出産扶助	〃	11
(7)	生業扶助	〃	11
(8)	葬祭扶助	〃	11

母子福祉

1	母子寡婦福祉資金貸付	子ども対策室育成支援係	12
2	母子生活支援施設	〃	17
3	ひとり親家庭等医療費助成	〃	17
4	母子家庭自立支援給付金	〃	18

女性福祉

1	婦人相談員	子ども対策室育成支援係	19
---	-------	-------------	----

児童福祉

1	保育所	子ども対策室育成支援係	20
2	緊急一時保護	〃	21
3	保育対策等促進事業	〃	22
(1)	保育サービス充実事業	〃	22
(2)	延長保育促進事業	〃	22
(3)	保育所地域活動事業	〃	22
(4)	障害児保育対策事業	〃	22
(5)	保育環境改善等事業	〃	22
(6)	地域子育て支援センター事業	〃	22
(7)	休日保育事業	〃	23
(8)	一時保育促進事業	〃	23
(9)	乳児保育促進事業	〃	23
4	子育て相談	〃	25
5	乳幼児健康支援一時預かり事業	〃	25
6	ファミリー・サポート・センター事業	〃	26
7	児童館・放課後児童クラブ	〃	26
8	児童手当支給事業	〃	27
9	育児手当	〃	28
10	父子手当	〃	29
11	児童扶養手当	〃	29
12	乳幼児医療費助成	〃	30
13	乳幼児補助装置購入助成事業	〃	30
14	新生児紙おむつ券支給事業	〃	30
15	育児リフレッシュ事業	〃	31
16	かごしま子育て支援パスポート事業	〃	31

介護保険

1	被保険者	国保介護課介護給付係	32
2	被保険者証	〃	32
3	届出	〃	33
4	第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料	〃	34
5	第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料の納め方	〃	34
6	保険料を滞納した場合の給付制限	〃	35
7	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料とその納付		35
8	要介護(要支援)認定	〃	36
9	保険給付(サービスの利用)	〃	37
10	高額介護サービス費・償還払いサービス費の貸付	〃	38
11	事業者連絡協議会の設置	〃	39
12	介護保険相談窓口の設置	〃	39
13	介護保険制度の周知	〃	39

高齢者福祉

1	身体の不自由な方・認知症の方	高齢・障害福祉課高齢者福祉係	40
(1)	高齢者日常生活用具給付等事業	〃	40
(2)	高齢者等住宅改造推進事業	〃	40
2	ねたきり高齢者等に対する支援	〃	40
(1)	ねたきり老人介護手当支給事業	〃	40
(2)	家族介護用品支給事業	〃	41
(3)	紙おむつ購入費助成	〃	41
3	高齢者施設の運営等	高齢・障害福祉課高齢者福祉係	42
(1)	地域包括支援センターの運営	〃	42
(2)	在宅介護支援センターの運営	〃	43
(3)	特別養護老人ホーム	国保介護課	43
(4)	養護老人ホームへの入所	高齢・障害福祉課高齢者福祉係	43
(5)	生活支援ハウス事業	〃	44
(6)	ケアハウス	〃	44
(7)	老人福祉センター	〃	45
(8)	生活指導型ショートステイ事業	〃	45
4	ひとり暮らし高齢者対策	高齢・障害福祉課高齢者福祉係	45
(1)	緊急通報装置の設置	〃	45
(2)	生活支援型ホームヘルプサービス事業	〃	45
(3)	老人福祉電話設置事業	〃	45

(4) 独居老人入浴券配布事業	・・・	”	・・・	46
5 老人医療費助成	・・・・・・・・・・・・・・・・	国保介護課	・・・	46
(1) 老人保健制度	・・・・・・・・・・・・・・・・	”	・・・	46
ア 一部負担金と自己負担金	・・・・・・・・・・・・・・・・	”	・・・	47
イ 入院時食事療養費標準負担額	・・・・・・・・・・・・・・・・	”	・・・	48
ウ 訪問看護療養費の負担	・・・・・・・・・・・・・・・・	”	・・・	48
エ 医療費の現金給付	・・・・・・・・・・・・・・・・	”	・・・	48
オ 第三者行為（交通事故等）の届出	・・・・・・・・	”	・・・	48
6 いきいきと暮らすために	・・・・・・・・	高齢・障害福祉課高齢者福祉係	・・・	49
(1) はり、きゅう、マッサージ等施術料助成	・	”	・・・	49
(2) 敬老金支給事業	・・・・・・・・	”	・・・	49
(3) 高齢者住宅等安心確保事業	・・	”	・・・	49
(4) 在宅福祉アドバイザー事業	・・	”	・・・	50
(5) 屋内ゲートボール場（ふれあいドーム）事業	・	”	・・・	50
(6) 老人クラブの育成	・・・・・・・・	”	・・・	51
(7) シルバー人材センターの運営支援	・	”	・・・	51
(8) 老人福祉バス事業	・・・・・・・・	”	・・・	51
(9) 高齢者訪問給食サービス事業	・	”	・・・	51
(10) 介護予防事業	・・・・・・・・	”	・・・	52
ア 介護予防一般高齢者施策	・・・	”	・・・	52
イ 介護予防特定高齢者施策	・・・	”	・・・	53

心身障害児（者）福祉

1 身体障害者手帳の交付	・・・・・・・・	高齢・障害福祉課障害福祉係	・・・	55
2 療育手帳の交付	・・・・・・・・	”	・・・	55
3 精神障害者保健福祉手帳交付事業	・・	”	・・・	55
4 相談員等	・・・・・・・・	”	・・・	56
(1) 身体障害者相談員	・・・・・・・・	”	・・・	56
(2) 知的障害者相談員	・・・・・・・・	”	・・・	56
5 自立支援給付	・・・・・・・・	”	・・・	56
(1) 介護給付	・・・・・・・・	”	・・・	56
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	・・・	”	・・・	56
イ 重度訪問介護	・・・・・・・・	”	・・・	56
ウ 行動援護	・・・・・・・・	”	・・・	56
エ 重度障害者等包括支援	・・・	”	・・・	56
オ 児童デイサービス	・・・・・・・・	”	・・・	56

カ	短期入所（ショートステイ）	57
キ	療養介護	57
ク	生活介護	57
ケ	施設入所支援	57
コ	共同生活介護（ケアホーム）	57
(2)	訓練等給付	57
ア	自立訓練	57
イ	就労移行支援	57
ウ	就労継続支援	57
エ	共同生活援助（グループホーム）	57
(3)	自立支援医療	58
ア	更生医療	58
イ	精神通院公費	58
(4)	補装具費	59
6	地域生活支援事業	59
(1)	相談支援事業	59
(2)	コミュニケーション支援事業	59
(3)	日常生活用具給付等事業	59
(4)	移動支援事業	60
(5)	地域活動支援センター事業	60
(6)	訪問入浴サービス事業	60
(7)	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	60
(8)	日中一時支援事業	60
(9)	生活サポート事業	61
(10)	社会参加促進事業	61
(11)	手話奉仕員派遣事業	61
7	障害児学童保育所	62
8	知的障害児通園事業	62
9	年金・手当等支給	63
(1)	心身障害者扶養共済制度	63
(2)	特別障害者手当支給事業	63
(3)	障害児福祉手当支給事業	63
(4)	経過的福祉手当支給事業	64
10	重度心身障害者医療費助成	64
11	割引，減免等手続	64
(1)	有料道路障害者割引の証明	64

(2) 自動車税及び自動車取得税の減免等に係る生計同一証明書の発行	・・・	64		
(3) 身体障害者等NHK放送受信料免除事業	・	”	・・・	65
12 社会参加の促進	・・・	”	・・・	65
(1) 福祉タクシー料金助成事業	・・・	”	・・・	65
(2) リフト付福祉バス運行事業	・・・	”	・・・	65

国民健康保険

1 国民健康保険の手続き	・・・	国保介護課国保係	・・・	66
2 退職者医療制度	・・・	”	・・・	67
3 高齢受給者証の交付	・・・	”	・・・	67
4 国民健康保険税の課税について	・・・	”	・・・	68
5 保険税の減免制度	・・・	”	・・・	69
6 保険税の納めかた	・・・	”	・・・	70
7 納付の相談	・・・	”	・・・	70
8 訪問収納	・・・	”	・・・	71
9 保険給付	・・・	”	・・・	72
10 高額療養費資金貸付事業	・・・	”	・・・	73
11 一部負担金の減額，免除及び収納猶予	・・・	”	・・・	73
12 第三者行為（交通事故等）	・・・	”	・・・	73
13 保健事業	・・・	”	・・・	74

母と子の健康

1 母子健康手帳の交付	・・・	市民健康課健康指導係	・・・	75
2 妊婦さんの健康診断	・・・	”	・・・	76
3 乳幼児健康診査（歯科検診を含む）	・・・	”	・・・	76
4 親子教室（豆の木くらぶ）	・・・	”	・・・	78
5 母子相談	・・・	”	・・・	78
6 父親教室	・・・	”	・・・	79
7 マタニティークッキング栄養講座	・・・	”	・・・	79
8 子育て講演会	・・・	”	・・・	79
9 離乳食教室	・・・	”	・・・	80
10 子どもの予防接種	・・・	”	・・・	80
(1) 乳幼児の予防接種	・・・	”	・・・	81
(2) 児童・生徒の予防接種	・・・	”	・・・	82
11 子育て支援センター，育児サークル等の紹介	・・・	”	・・・	82
12 甑地域の産婦さんへの支援制度（産後ケア事業）	・・・	”	・・・	83

13	コウノトリ支援事業（不妊治療助成事業）	市民健康課健康指導係	83
----	---------------------	------------	----

成人・高齢者の健康

1	各種健康診査	市民健康課健康指導係	84
2	健康手帳（成人用）の交付	市民健康課健康指導係	86
3	健康相談	市民健康課健康指導係	87
4	健康教育	市民健康課健康指導係	87
5	機能訓練事業	市民健康課健康指導係	87
6	高齢者のインフルエンザ予防接種	市民健康課健康指導係	88

薩摩川内市医療機関・社会福祉施設等設置数

薩摩川内市医療機関・社会福祉施設設置数	89
---------------------	----

薩摩川内市医療機関一覧

病院	91
一般診療所	92
歯科診療所	98

薩摩川内市社会福祉施設等一覧

養護老人ホーム	100
特別養護老人ホーム	100
軽費老人ホーム	101
老人憩の家	101
老人福祉センター等	101
老人デイサービスセンター	102
通所リハビリテーション	103
認知症対応型共同生活介護施設（認知症高齢者グループホーム）	104
ヘルパーステーション	104
訪問入浴介護	106
福祉用具の貸与	106
在宅介護支援センター	107
短期入所生活介護（ショートステイ）	108
短期入所療養介護（ショートステイ）	109
指定居宅介護支援事業所	109
（介護予防）認知症対応型通所介護	111
介護老人保健施設（老人保健施設）	112
介護療養型医療施設	112

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	113
屋内ゲートボール場	113
身体障害者療護施設	113
障害者生活支援センター	113
心身障害児通園施設（児童デイサービス）	114
身体障害者通所授産施設	114
身体障害者小規模作業所	114
川内勤労身体障害者教養文化体育施設	114
知的障害者更生施設	114
知的障害者授産施設	115
知的障害者福祉工場	115
知的障害者グループホーム	115
知的障害者小規模作業所	115
知的障害者デイサービスセンター	116
身体障害者デイサービスセンター	116
知的障害児通園施設	116
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	116
精神障害者グループホーム	116
精神障害者小規模作業所	117
児童養護施設	117
保育所	117
へき地保育所	118
児童館	118
放課後児童クラブ	119
認可外保育施設	119
事業所内託児所	120
へき地保健福祉館	120
生活館	121
地域福祉センター	121
隣保館	121
薩摩川内市保健センター	121
薩摩川内市社会福祉協議会	122

○ 各種相談窓口

1 庁舎内での相談

相談名	概要	相談窓口及び時間	申込・問合せ先
消費生活相談	消費生活に関する苦情や相談（訪問販売や通信販売の契約など）について、電話及び面談により、本庁に配置された消費生活相談員が受け付け、解決へのアドバイスを行います。	本庁2階南別館市民政策課及び各支所市民福祉課 月曜から金曜の 8:30～17:15	市民福祉部市民政策課 総合相談係 内線 2571・2572 E-mail: sodan@satsumasendai.jp
行政相談	日常生活の中で、国の行政に対する要望や苦情を聞き、解決を図るため、総務省から委嘱された行政相談委員が、無料で相談に応じます。相談内容については秘密が守られます。	本庁2階201 共用会議室 毎月第1金曜日 10:00～12:00	市民福祉部市民政策課 総合相談係 内線 2562 E-mail: sodan@satsumasendai.jp
公害相談	近隣の工場や事業所による公害（騒音、振動、ばい煙、悪臭ほか）の苦情などの相談	本庁2階南別館環境課及び支所市民福祉課 月曜から金曜の 8:30～17:15	市民福祉部環境課 環境保全係 内線2721 E-mail: hozen@satsumasendai.jp
介護保険に関する苦情・相談	介護保険制度全般についての相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。 なお、サービス内容等に関する苦情がある場合は、はじめに、担当の介護支援専門員やサービス事業者の苦情相談窓口にご相談ください。	本庁2階国保介護課 及び支所市民福祉課 月曜から金曜の 8:30～17:15	市民福祉部国保介護課 介護給付係（内線2621～2623） 介護調整係（内線 2633） E-mail: kaigokyufu@satsumasendai.jp
高齢者地域支援の総合相談	介護保険やさまざまな制度・地域資源との連携による、制度横断的な支援を行います。	本庁2階地域包括支援センター 月曜から金曜の 8:30～17:15	高齢・障害福祉課 包括支援係 内線2191 E-mail: korei@satsumasendai.jp
生活保護相談	生活に困窮している世帯からの各種相談を、専任の面接相談員が直接面談し、他法他施策の活用、生活保護の申請等についての助言を行います。	本庁2階福祉課 月曜から金曜の 8:30～17:15	市民福祉部福祉課援護係 内線2131・2132・2133 E-mail: engo@satsumasendai.jp
家庭・児童相談	家庭における人間関係の健全化及び子育ての適正化を図るために相談、指導を行います。	本庁2階 子ども対策室 月曜から金曜の 8:30～17:15	市民福祉部子ども対策室 育成支援係 内線 2365 相談電話 0996(20)6343
婦人相談	配偶者からの暴力を阻止し、被害者を保護するために、通報・相談・保護・自立支援体制を整備し、暴力から守ります。また、離婚等についての生活相談やひとり親家庭等への相談、助言を行います。	本庁2階 子ども対策室 月曜から金曜の 8:30～17:15	市民福祉部子ども対策室 育成支援係 内線 2365 相談電話 0996(20)6343
高齢者職業相談	高齢者の方を対象に就職のあっせんを行っています。	本庁2階 高齢者職業相談室 月曜から金曜の 8:30～17:15	高齢者職業相談室 （商工振興課商工振興係） 内線 2184
市営住宅相談	市営住宅への入居申込みについて、ご案内、ご相談を受け付けます。	本庁3階建築住宅課又は各支所産業建設課 月曜から金曜の 8:30～17:15	建設部建築住宅課 住宅管理係 内線 3621・3622 E-mail: jutaku@satsumasendai.jp

2 庁舎外での相談

相談名	概要	相談場所	相談の日時	申込・問合せ先	有料無料の別及び料金	担当課係
無料法律相談	財産・権利・離婚・扶養・相続・借地・借家・金銭・貸借などの法律問題のトラブルや悩み事について、鹿児島県弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。 ※毎月の定員 6人(1人30分)	川内文化ホール2階第9, 10会議室	毎月第2木曜日 13:00～ 16:00	毎月1日以降に電話でお申し込みください。 鹿児島県弁護士会 Tel 099(226)3765	1件30分 無料	市民政策課 総合相談係
人権相談	法務省から委嘱された人権擁護委員が、家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの問題や悩み事について、相談に応じます。 特設相談が、年3～4回実施されます。 日時等は、広報薩摩せんだいに掲載	川内文化ホール及び各支所指定の会場 人権擁護委員宅等	年3～4回開催 10:00～ 15:00 随時	鹿児島地方法務局川内支局 Tel 0996(22) 2300 または、最寄りの人権擁護委員	無料	市民政策課 総合相談係
何でも相談室	男女を問わず、いろいろな相談に、人権相談員など専門の相談員が対応し、他の相談の窓口にもなります。電話相談(相談日)も受け付けています。	街愛サロン (国道3号線沿川内山形屋前)	毎週土曜日 13:00～ 16:00	街愛サロン Tel 0996(27)6758 本庁4階南別館 企画政策課 Tel 0996(23)5111 (内線4841)	無料	企画政策課
介護サービスの苦情・相談	国保連合会は、次の苦情・相談について受け付けます。 ・介護保険法上の指定サービスであること ・市町村域を超える場合 ・市町村が取り扱うことが困難な場合 ・国保連合会での処理を特に希望する場合 上記の場合等において、サービス事業者を調査し、必要な改善について指導や助言を行います。	鹿児島県国民健康保険団体連合会 (鹿児島市鴨池新町7番4号)	月曜から金曜の 9:00～ 17:00	鹿児島県国民健康保険団体連合会 Tel 099-213-5122 Fax 099-213-0817	無料	
心配ごと相談	生活上の悩みごと・生計・家庭・財産・法律等の相談	薩摩川内市社会福祉協議会 本所他各支所社会福祉協議会	本所・各支所とも相談日が異なるため、各社会福祉協議会へ問い合わせてください。	薩摩川内市社会福祉協議会本所及び各支所社会福祉協議会	無料	福祉課福祉係

相談名	概要	相談場所	相談の日時	申込・問合せ先	有料無料の別及び料金	担当課係
川内駅西口駐車場及び駐輪場について	川内駅西口駐車場及び駐輪場についての相談、契約申込等について受け付けております。	川内市商業タウンマネジメント協議会	月曜から金曜の 8:30～ 17:00	川内市商業タウンマネジメント協議会 Tel.0996(22)6110	駐車場:有料 駐輪場:無料 (時間貸)1時間以内:無料 1～7時間: 150円/h 7～24時間: 900円 (日貸)500円/日 (月極)5000円/月	都市計画課都市計画係
育児相談	子育てについて、川内保育園の職員が相談に応じます。 ※電話による相談は随時	川内保育園2階和室	毎月第2土曜日 9:00～ 12:00	川内保育園に電話でお申し込みください。 川内保育園 Tel.0996(22)2764 sendaihoiku@satsumasendai.jp	無料	川内保育園
少年悩み相談	少年の悩みについて、相談員が応じます。電話、来所相談、メールによる相談を受けています。	薩摩川内市中央公民館少年愛護センター	9:00～ 17:15 (土・日・祝日を除く)	薩摩川内市少年愛護センター 0120-834115 Tel.0996(20)5539 aigo@satsumasendai.jp	無料	生涯学習課社会教育係
高齢者総合相談	高齢者が生きがいをもって、安心して生活できるように相談に応じています。	各在宅介護支援センター	8:30～ 17:15 (土・日・祝日及び 12/29～ 1/3を除く) ただし24時間での対応も必要に応じて行います。	各在宅介護支援センター ※108ページ参照	無料	高齢・障害福祉課 高齢者福祉係
障害者総合相談	在宅の障害者に対する福祉サービスを総合的に指導、助言等を実施しながら、公的な各種福祉サービスの紹介や申請手続きの便宜を図ります。	障害者生活支援センター	月～金曜日 8:30～ 17:30 土曜日 8:30～ 12:30 (日・祝日を除く)	障害者生活支援センター「亀山苑」 Tel.0996(22)0112	無料	高齢・障害福祉課 障害福祉係

○ 社会福祉

1 災害弔慰金等の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

災害救助法の適用された災害，又は厚生労働大臣が定めた災害により，主たる生計維持者が死亡した場合 500 万円，その他の者が死亡したときは 250 万円を支給します。

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給の対象となる障害

災害弔慰金の支給等に関する法律第 8 条別表に掲げる程度の障害

イ 見舞金の額

主たる生計維持者の場合に 250 万円，その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金の貸付け

市内又は県内において災害救助法が適用される災害で被害を受け，所得の合計額が下記の額以下の世帯に，被害の種類，程度に応じて 350 万円までの範囲で貸し付けします。

所得限度額

世帯人数	世帯全員の所得の合計額
1 人	2,200,000 円以下
2 人	4,300,000 円以下
3 人	6,200,000 円以下
4 人	7,300,000 円以下
以降 1 人当り	300,000 円を加算
住居が滅失した場合	12,700,000 円以下

福祉課福祉係

2 小災害の援助

災害救助法の適用を受けるにいたらない火災・風水害その他小災害によるり災者に対して、応急的に必要な救助を行います。

対象者・要件 災害見舞金・援護物資支給要領

災害の程度	災害の種類	援護金品
死 亡	自然災害	1 生計の主1人当り 1,000,000円 2 その他 〃 500,000円
	火 災	1 生計の主1人当り 200,000円 2 その他 〃 100,000円
負 傷（入院）	自然災害 又は火災	1 見舞金 14日以上30日未満 10,000円 30日以上 30,000円
住家の全壊又は全焼	自然災害 又は火災	1 見舞金 持家1棟につき 100,000円 非持家 世帯員1人当り 20,000円 (100,000円の範囲) 2 援護物資 毛 布 1人当り1枚 下 着 等 1人当り1組 3 たき出し 状況に応じて実施 4 必要に応じて、プレハブ住宅の貸与, レンタル
住家の半焼及び半壊	自然災害 又は火災	1 見舞金 持家1棟につき 50,000円 非持家 世帯員1人当り 10,000円 (50,000円の範囲) 2 援護物資 災害の程度に応じて上記の範囲内 3 たき出し 状況に応じて実施 4 必要に応じて、プレハブ住宅の貸与, レンタル
住家の床上浸水	自然災害	1 見舞金 1世帯につき 20,000円以内 2 たき出し 状況に応じて実施

福祉課福祉係

3 旧軍人・戦没者遺族等の援助

戦傷病者とその家族及び戦没者遺族の永年の心労をねぎらうために、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、各種恩給・年金・一時金・特別給付金・特別弔慰金等の援護をします。

対象者

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はこれらの遺族。

福祉課福祉係

4 行旅病人及び行旅死亡人

薩摩川内市区域内で行旅中の者等が急病や事故等で歩行できない事態が発生した場合や死亡した人が発見された場合に行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に基づき、必要な手続きを行い救済するものです。

福祉課福祉係

5 隣保館運営

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。その中でも教養講座は地域間交流事業として活発な活動が行われています。

隣保館における各種教養講座

平成18年度

単位：回

教室名 隣保館	大正琴	生花	三味線	日舞	書道	パソコン	卓球	カラオケ	五つ太鼓	花づくり	ヨカ	民謡・舞踊	ちぎり絵	ボクシング	健康体操	計
冷水	33	22	33	33	33			11	33							198
永田	22	22					22	22	22	11						121
杉ノ角				44		44		22	22		11	22				165
入来		12			36							24	12	12	12	108
計	55	56	33	77	69	44	22	55	77	11	11	46	12	12	12	592

福祉課福祉係

6 民生委員・児童委員

民生委員（児童福祉法の規定により児童委員を兼任）は厚生労働大臣の委嘱を受け、関係機関・団体と連携をとりながら、社会奉仕の精神をもって担当区域住民の福祉に関する相談相手となり、助言援助を行い住民福祉の増進に努めます。

対象者

平成 16 年 12 月の一斉改選で、259 名の民生委員・児童委員と 25 名の主任児童委員が委嘱された。また、本市は社会福祉事務嘱託員として、併せて委嘱。

要件

現在、民生委員でない者を新たに選任する場合は、原則として 65 歳未満の者。現在、民生委員ある者の中から選任する場合は、原則として 75 歳未満の者。適格要件・選任に当っては、昭和 37 年厚生省通知の民生委員・児童委員選任要領に基づきます。

福祉課福祉係

7 社会福祉団体の育成

住民の福祉は、住民相互の助け合いによって進めることが重要という趣旨のもと、地域における公私の社会福祉関係者、団体、地域住民により構成される民間福祉団体で、社会福祉法により設置され、市域における社会福祉事業の効率的運営と組織活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ります。

福祉課福祉係

○ 生活保護

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。この制度にしたがって事業を実施します。

1 生活保護制度の基本原則

この制度の社会的役割の重要性から、最小限守られるべき要件として四つの原則が定められています。

(1) 国家責任による最低生活保障の原則

生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施します。また、最低限度の生活を保障するだけでなく、保護を受ける者の自立の助長を図ることを規定しています。

(2) 保護請求権無差別平等の原則

人種、信条、性別、社会的身分又は門地等のもとより、生活困窮に陥った原因の如何はいっさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行います。

(3) 健康で文化的な最低生活保障の原則

この制度によって保障される生活水準は、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるものでなければなりません。

(4) 保護の補足性の原則

この原則は、保護を受ける側において守るべき最小限の要件で、生活保護法第 4 条は、「生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行わなければならない」旨規定しています。

福祉課援護係

2 生活保護実施上の原則

(1) 申請保護の原則（法第7条）

本人，親族申請を原則とするが，急迫の場合は職権保護ができます。

(2) 基準及び程度の原則（法第8条）

厚生労働大臣の定める基準で，本市は3級地-1を適用します。

(3) 必要即応の原則（法第9条）

要保護者の生活の実情に最も適応した保護を実施します。

(4) 世帯単位の原則（法第10条）

保護の要否や程度を世帯単位で判定して実施します。

福祉課援護係

3 保護の種類

(1) 生活扶助

- ・ 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- ・ 移送

(2) 住宅扶助

- ・ 住宅の家賃，地代等
- ・ 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(3) 教育扶助

- ・ 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
- ・ 義務教育に伴って必要な通学用品
- ・ 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの

(4) 医療扶助

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料
- ・ 医学的処置，手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - ・ 移送
- (5) 介護扶助
- ・ 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
 - ・ 福祉用具
 - ・ 住宅改修
 - ・ 施設介護
 - ・ 移送
- (6) 出産扶助
- ・ 分べんの介助
 - ・ 分べん前及び分べん後の処置
 - ・ 脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料
- (7) 生業扶助
- ・ 生業に必要な資金，器具又は資料
 - ・ 生業に必要な技能の習得
 - ・ 就労のために必要なもの
- (8) 葬祭扶助
- ・ 検案
 - ・ 死体の運搬
 - ・ 火葬又は埋葬
 - ・ 納骨その他葬祭のために必要なもの

福祉課援護係

○ 母子福祉

1 母子寡婦福祉資金貸付

母子家族者及び寡婦が事業を始めたり継続するための資金，児童の修学資金や就職支度金，住宅を補修したり増改築するための資金，療養資金などを貸付します。

対象者

母子家庭

寡婦

父母のない児童又はこれに準ずる児童

寡婦とは，かつて母子家庭であって子どもが 20 歳を超えた女性で，現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女性をいいます。

子ども対策室育成支援係

平成18年度 母子（寡婦）福祉資金貸付一覧表

資金 番号	貸付金 の種類	資金の用途	貸付対象者	貸付金額の限度	継続資金の 貸付期間	据置期間 (据置期間経過後)	利率
10	事業開始	事業を開始するために必要な経費	母子家庭の母、寡婦	2,830,000円(団体 4,260,000円)	貸付けの日から1年間	7年以内	無利子
20	事業継続	事業を継続するために必要な経費	同上	1,420,000円(団体 1,420,000円)	貸付けの日から6か月間	7年以内	無利子
30	修学	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に修学させるために必要な経費	母子家庭の児童、父母のいない児童、寡婦が扶養している子(孫、曾孫等を含む)	別表のとおり	修学期間中	貸付期間の3倍以内 (専修学校の一般課程は5年以上)特別分限度額適用者又は2件以上の貸付の場合は上記の1.5倍の期間まで可能	無利子
40	技能習得	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費 自動車運転免許取得に必要な経費	母子家庭の母、寡婦	月額 50,000円 特別 460,000円	知識技能習得期間中 3年を超えない範囲	貸付期間の2倍以内 自動車免許取得 10年以内	無利子
50	修業	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費	母子家庭の児童、父母のいない児童、寡婦が扶養している子	月額 50,000円 特別 460,000円	同上	貸付期間の2倍以内 自動車免許取得 6年以内	無利子
60	就職支度	就職するために必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入するのに必要な経費	母子家庭の母、寡婦	100,000円 特別 320,000円	同上	6年以内	無利子
70	医療介護	医療を受けるために必要な経費 (医療保険の自己負担分、交通費等) 介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な経費	母子家庭の母、寡婦 母子家庭の児童、父母のいない児童	医療 310,000円 特別 450,000円 介護 500,000円	同上	5年以内	無利子
80	生活	技能習得資金・医療介護資金の貸付けを受けている期間又は母子家庭となつて7年を経過するまでの期間中の生活を安定・継続するために必要な経費	母子家庭の母、寡婦	【一般】 月額 103,000円 寡婦が当該世帯の生計中心者でない 【技能】 月額 141,000円 場合 (合計2,400,000円) 月額 69,000円	知識技能を習得する期間3年以内、医療を受ける期間1年以上又は母子家庭となつて7年以内、継続に係る日の翌日から起算して1年以内	技能習得 10年以内 医療介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内	無利子 年3% (月額2万円、合計48万円を超えない範囲は無利子)
90	住宅	失業期間中における生活の生活資金の安定と再就職活動に必要な経費	同上	同上	同上	失業貸付 5年以内	年3%
100	転宅	住宅を補修、保全、改築、建設、購入、増築するために必要な経費 住居を移転するために必要な経費 (敷金、前家賃等の一時金)	母子家庭の母、寡婦	1,500,000円 特別 2,000,000円 260,000円	同上	6年以内 (特別7年以内) 3年以内	年3% 年3%
110	就学支度	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校への入学若しくは知識技能を習得させる施設(修業施設)への入所に際し必要な経費	母子家庭の児童、父母のいない児童、寡婦が扶養している子	小学校 39,500円 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程(一般課程は除く) 自宅外 75,000円 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程 自宅 410,000円 自宅外 420,000円 国立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程 自宅 370,000円 自宅外 380,000円 私立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程 自宅 580,000円 自宅外 590,000円 修業施設(中卒の場合) 自宅 75,000円 自宅外 85,000円 修業施設(高卒の場合) 自宅 90,000円 自宅外 100,000円	小学校・中学校の場合、満15歳に達した日の属する学年を終了後、その他の場合、当該修学を終了後、それぞれ6か月を経過するまで	修業施設 5年以内 専修学校の一般課程 5年以内 その他 7年以内	無利子

資金番号	貸付金の種類	資金の使途	貸付対象者	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間(据置期間経過後)	利率
120	結婚	母子家庭の母及び寡婦が扶養している子の婚姻に際し、必要な経費	母子家庭の母 寡婦	300,000円	改正政令(平成14年政令第207号)の施行の日(平成14年8月1日)から5年を経過する日まで(最長5年)	貸付けの日から6か月間	5年以内	年3%
130	特別児童扶養	児童扶養手当制度の改正により、受給内容、支給条件等が変化した母子家庭の母が扶養している児童の扶養全般に必要な経費	ア 平成14年7月分の児童扶養手当の支給を受けた者であること イ 当該資金の貸付けの際現に児童扶養手当の支給を受けていること ウ 当該資金の貸付けの際現に支給を受けている児童扶養手当の額(第2子以降の加算額を除く。)が、平成14年7月分の児童扶養手当の額未満であること。	平成14年7月分の児童扶養手当の額から当該資金の貸付けの申請の際現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額 第2子以降の加算額を考慮しないため、扶養している児童の数により貸付限度額の変動はない	改正政令(平成14年政令第207号)の施行の日(平成14年8月1日)から5年を経過する日まで(最長5年) ただし、1回の貸付決定に係る貸付期間は、原則として貸付開始月から最初の7月分まで(この間に貸付けを受けた者の扶養する児童が18歳に達したときは当該児童が18歳に達する日以後の最初の3月分まで、20歳に達するときは、20歳に達する日(平成14年8月1日)の属する月分まで)	貸付けの日又は当該資金の貸付期間が満了した日又は当該資金の貸付けを受けた者が扶養している児童が満15歳に達した日に属する学年を修了した日のうちいつれか遅い日(当該資金の貸付けを受けた者が死亡し、又は児童を扶養しなくなったときは、その死亡し、又は扶養しなくなった日)の翌日から起算して1年を経過するまでただし、当該据置期間中に貸付けを受けた者が死亡し、又は、児童を扶養しなくなったときは、その死亡し、又は児童を扶養しなくなった後6か月を経過するまでなお、当該据置期間中に貸付けを受けた者が配偶者のない女子でなくなり、又は児童扶養手当の受給資格でなくなった場合(児童を扶養しなくなった場合を除く。)において、扶養している児童が15歳に達した日の属する学年を修了した日の翌日から6か月を経過するまで (据置期間の延長) (据置資金の貸付けを受けた者(配偶者の当該資金の貸付けを受けたり、児童を扶養しなかった女子でなくなり、児童を扶養しなくなった者)を除く。)の経済的状況が厚生労働大臣の定める要件に該当する場合 厚生労働大臣の定める要件に該当する場 合には、その据置期間を、当該資金の貸付けを受けたものが扶養している児童について18歳に達した日(児童福祉法施行令第31条第1項に定める程度の障害の状態にある児童にあっては、20歳に達した日)の翌日から起算して6か月を経過するまでの範囲内において、厚生労働大臣が定める期間延長することができる	年3%	

平成18年度修学資金（特別分）貸付限度額（月額）一覧表
（平成18年4月1日から適用）単位：円

学校等種別		電算入力コード		学年別			
				1年	2年	3年	4年
高等学校 （高等課程）	専修学校（高等課程）	高校 専修2（高等）	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000
			私立	自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500
高等学校	基礎課程 + 専門課程 [5年制]	高校5（5高校）	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000
			私立	自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500
高等専門学校	高専		国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500
			私立	自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750
短期大学 専修学校（専門課程）	短期大学 専修3（専門）		国公立	自宅通学のとき	76,500	76,500	76,500
			私立	自宅外通学のとき	79,500	79,500	79,500
大学	大学		国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	66,000
			私立	自宅外通学のとき	81,000	81,000	79,500
専修学校（一般課程）	専修1（一般）			43,500	43,500		
[3年制・4年制] 短期大学 or 専修学校（専門課程）	専修4（3専門） 専修5（4専門）		国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	64,500
			私立	自宅外通学のとき	79,500	79,500	76,500

専修学校の専門課程の場合の電算入力上の注意

- ・ 専修3（専門） …… （2年課程の場合）
- ・ 専修4（3専門） …… （3年課程の場合）
- ・ 専修5（4専門） …… （4年課程の場合）

平成18年度修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表
（平成18年4月1日から適用）単位：円

学校等種別	電算入力コード	学年別				
		1年	2年	3年	4年	
高等学校 専修学校（高等課程）	高校 専修2（高等）	国公立	18,000	18,000	18,000	
		私立	23,000	23,000	23,000	
高等学校 基礎課程 + 専門課程 [5年制]	高校5（5高校）	国公立	30,000	30,000	30,000	
		私立	35,000	35,000	35,000	
高等専門学校	高専	国公立	18,000	18,000	18,000	45,000
		私立	23,000	23,000	23,000	51,000
短期大学 専修学校（専門課程）	短期大学 専修3（専門）	国公立	30,000	30,000	30,000	53,000
		私立	35,000	35,000	35,000	60,000
大学	大学	国公立	21,000	21,000	21,000	44,000
		私立	22,500	22,500	22,500	50,000
専修学校（一般課程）	専修1（一般）	国公立	32,000	32,000	32,000	52,000
		私立	35,000	35,000	35,000	59,000
[3年制・4年制] 短期大学 or 専修学校（専門課程）	専修4（3専門） 専修5（4専門）	国公立	45,000	45,000	45,000	
		私立	51,000	51,000	51,000	
専修学校（一般課程）	専修1（一般）	国公立	53,000	53,000	53,000	
		私立	52,000	60,000		
[3年制・4年制] 短期大学 or 専修学校（専門課程）	専修4（3専門） 専修5（4専門）	国公立	45,000	45,000	44,000	44,000
		私立	51,000	51,000	50,000	50,000
専修学校（一般課程）	専修1（一般）	国公立	54,000	54,000	53,000	53,000
		私立	64,000	64,000	63,000	63,000
[3年制・4年制] 短期大学 or 専修学校（専門課程）	専修4（3専門） 専修5（4専門）	国公立	29,000	29,000		
		私立	45,000	45,000	45,000	43,000
専修学校（専門課程）の場合の電算入力上の注意	専修3（専門） 専修4（3専門） 専修5（4専門）	国公立	51,000	51,000	51,000	49,000
		私立	53,000	53,000	53,000	51,000

専修学校（専門課程）の場合の電算入力上の注意

- ・ 専修3（専門） …… （2年課程の場合）
- ・ 専修4（3専門） …… （3年課程の場合）
- ・ 専修5（4専門） …… （4年課程の場合）

2 母子生活支援施設

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童(18歳未満)の福祉に欠けることがある場合は、本人からの申込みにより実情を調査し、必要があれば母子生活支援施設において母子保護を実施します。

世帯の所得に応じて費用負担があります。

入所状況

施設	入所世帯数	入所人員
5施設	5	15

子ども対策室育成支援係

3 ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子世帯及び父母のいない子どもを養育している家庭に医療費を助成して、これらの世帯の生活安定と福祉の向上を図ることを目的とし、請求により医療費相当額を助成します。

対象者

18歳に達する年度までの児童又は20歳未満で児童扶養手当法第3条第1項に定める程度の障害の状態にある人及びその父又は母

制限事項

児童扶養手当法施行令の所得制限規定に準ずる方で、次の要件にあたらぬもの。

他法の扱いとなる治療費を受給しているもの
高額療養費で支給される額

子ども対策室育成支援係

4 母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の就業のため能力開発を支援し、その就業を促進することや、就業のための資格取得を促進するために給付金等を支給します。

対象者

母子家庭の母

(1) 自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当の支給を受けているか又はその者の所得額が、当該手当が支給されるべき額であること。

受講開始日現在において、雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格を有していないこと。

教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。

(2) 高等技能訓練促進費

児童扶養手当の支給を受けているか又はその者の所得額が、児童扶養手当の支給要件内であること。

養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。

就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。

子ども対策室育成支援係

○ 女性福祉

1 婦人相談員

保護の必要な女子につき，相談に応じ必要な指導・支援及びこれらに付随する事務を行います。

対象者

夫の暴力，結婚，離婚，男女関係等のトラブル，家庭内の不和やいざこざ等について悩みを持つ市民

相談体制

嘱託員 1 名

時間外は FAX で受付，また，連絡体制をとっています。

無料相談電話・FAX 0996-20-6343

婦人相談件数

(平成17年度)

夫等の暴力	離婚問題	家庭不和	養育不能	親の暴力	その他親戚暴力	その他の者の暴力	男女関係	住宅問題	帰住先なし	生活困窮	求職	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	計
43	35	1	2	2	2	1	11	18	1	95	5	2	61	9	3	291

子ども対策室育成支援係

○ 児童福祉

1 保育所

0才から義務教育就学に至るまでの乳幼児のうち保護者の労働，疾病等の理由により，昼間家庭内での保育に欠ける乳幼児を日々保護者の委託を受けて，養護し保育するため，民間の認可保育園に対して運営補助を行うとともに運営の指導をします。また，市立の保育所を運営します。

対象者

0才から義務教育就学に至るまでの乳幼児

要件

（家庭外労働）児童の親が家庭の外で仕事をするのが常態なので，その児童の保育ができないこと。

（家庭内労働）児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが常態なので，その児童の保育ができないこと。

（親のいない家庭）死亡，行方不明，拘禁などの理由により親がいない家庭であること。

（母親の出産等）親が出産の前後（各3ヵ月），病気，負傷，心身に障害を有する状態なので，その児童の保育ができないこと。

（病人の看護等）その児童の家庭に長期にわたる病人や，心身に障害のある人がいるため，親がいつもその看護にあたっており，その児童の保育ができないこと。

（家庭の災害）火災や，風水害や，地震等などの不幸があり，その家庭を失ったり，破損したりしたため，その復旧の間，児童の保育ができないこと。

市長が認める前各号に類する状態にあること。

保育料

市保育所保育料徴収規則により，入所児童の属する世帯の市民税等の階層及びその児童の年齢区分に定めた，基準額により算定した額とします。

保育所と幼稚園の相違

幼稚園は，幼児に対して学校教育を施すことを目的としているのに対し，保育所は，社会福祉事業の一つとして保育に欠ける乳幼児をその保護者に代

って保育する施設であり，幼稚園のもつ教育的機能のほかに要保育児童の日常生活面における福祉保障の機能を併せもっていることが特色であって，両者はその制度的な機能を異にしています。

子ども対策室育成支援係

保育所定員

名称	定員(人)	名称	定員(人)	名称	定員(人)
川内隣保館保育園	150	高城保育園	60	永照寺保育園	60
隈之城保育園	120	育英保育園	120	諏訪保育園	60
永利保育園	90	平佐保育園	120	入来保育所	60
高江保育園	45	青山保育園	90	浄国寺保育園	60
水引保育園	60	清水丘保育園	90	若あゆ保育園	60
清涼保育園	60	勝目保育園	120	大村保育園	45
西風園	20	川内保育園	90	蘭牟田保育所	45
あさひ保育園	45	善福寺保育園	60	里保育園	30

2 緊急一時保護（子育て支援短期利用事業）

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由により，家庭内で養育できない場合に，児童を緊急に一時的に保護します。

対象者

養育が一時的に困難となった家庭の児童。

要件

養育及び保護の期間は原則7日以内とし，福祉事務所へ子育て支援短期利用事業申請書を提出するものとします。

生活保護世帯以外は，一時負担金が必要となります。

子ども対策室育成支援係

3 保育対策等促進事業

(1) 保育サービス充実事業

保護者の就業等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう延長保育、休日保育、一時保育、乳児保育及び障害児保育を充実することにより、児童の福祉の向上を図ります。

以下の(2)事業と(4)(7)(8)(9)事業のいずれかを実施する場合を対象とします。

(2) 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間延長に対する需要に対応する延長保育を実施することにより、児童の福祉の向上を図ります。

(3) 保育所地域活動事業

多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた保育所の有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図ります。

(4) 障害児保育対策事業

保育に欠ける児童のうち、心身に障害を有する者の保育所における受入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ります。

(5) 保育環境改善等事業

保育所において障害児の保育を行おうとする場合、放課後児童クラブの設置をしようとする場合及び保育所を機能的に分園しようとする場合等の施設整備を支援します。

(6) 地域子育て支援センター事業

子育て家庭の支援活動の企画、調整及び実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育ニーズに応じた地域の各保育所間の連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより、育児支援を図ります。

(7) 休日保育事業

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日等（以下「休日等」という。）の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行うことにより休日等に保育に欠ける乳幼児の福祉の向上を図ります。

(8) 一時保育促進事業

専業主婦家庭等の育児疲れ解消，急病や断続的勤務・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため，一時的な保育を行うことにより，児童の福祉の向上を図ります。

(9) 乳児保育促進事業

乳児の入所について，年間を通じた入所児童数の変動があることから，各々の保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう，乳児保育を担当する保育士を確保しやすくすることにより，年度途中入所の需要等に対応し，乳児保育の一層の推進を図ります。

事業実施保育所一覧表

名称・区分		保育サービス充実事業	延長保育促進事業	保育所地域活動事業	障害児保育事業	保育環境改善等事業	地域子育て支援センター事業	休日保育事業	一時保育促進事業	乳児保育促進事業	備考
公立	川内保育園										
認可	川内隣保館保育園										
認可	隈之城保育園										
認可	永利保育園										
認可	高江保育園										
認可	水引保育園										
認可	清涼保育園										
認可	西風園										
認可	あさひ保育園										
認可	高城保育園										
認可	育英保育園										
認可	平佐保育園										
認可	青山保育園										
認可	清水丘保育園										
認可	勝目保育園										
認可	善福寺保育園										
認可	永照寺保育園										
認可	諏訪保育園										
認可	入来保育所										
認可	浄国寺保育園										
認可	若あゆ保育園										
認可	大村保育園										
認可	蘭牟田保育所										
公立	里保育園										

子ども対策室育成支援係

4 子育て相談

母子相談

子どもの発育・発達状況の確認や母親の育児相談（生活，発育，栄養面，歯科）等を行います。

市民健康課健康指導係

家庭児童相談事業

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等，家庭児童福祉の向上を図るための相談，指導援助その他を行います。

対象者

虐待，養育，育児，しつけ，不登校，ひきこもり，障害，保健，棄児，迷子，非行，不良行為，く犯，触法行為等のことで悩みを持つ市民

婦人相談事業

配偶者等からの暴力を防止し，被害者を保護するために，通報，相談，保護，自立支援体制を整備し，暴力から護ることを目的としています。

また，離婚についての相談やひとり親家庭等への貸付の相談も行っています。

子ども対策室育成支援係

5 乳幼児健康支援一時預かり事業

対象者

病児や病気回復期にあり，集団保育が困難で保護者の勤務の都合，その他やむを得ない事由により家庭での育児が困難な児童。

概要

施設：病児保育「ぐうちよきぱー」

時間：月～土 8:30～18:00（日曜，祝休日，盆，年末年始は休み）

利用料金：1,000円/日（生活保護世帯は無料）

子ども対策室育成支援係

6 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いをしてほしい方と子育ての手伝いをしたい方が、お互いに会員になって有償ボランティアで助け合い（相互援助活動）を行う会員組織です。

保育園や幼稚園などの既存の施設保育では応じられない変動的、一時的な保育需要に対応することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに仕事と育児の両立を支援し、安心して子どもを育てることができるよう活動しています。

対象者

お願い会員

薩摩川内市在住または薩摩川内市内の事業所にお勤めの方で、生後3ヶ月から小学生までの子どもをお持ちの方

まかせて会員

薩摩川内市在住の方で、事業の趣旨を理解して下さる20歳以上の健康な方（性別、資格、免許の有無を問いません）

両方会員

おねがい会員、まかせて会員の両方を引き受けて下さる方

子ども対策室育成支援係

7 児童館・放課後児童クラブ

児童館運営委託事業

児童に健全な遊びの場を与えて健康を増進し、情操を豊かにします。

対象者

概ね3歳以上の幼児で家庭環境、地域環境及び交友関係における遊びの指導を必要・要望する児童

市施設

施設名	登録児童数	運営主体
青瀬児童館		薩摩川内市（休館中）
宮里児童館	17	薩摩川内市社会福祉協議会

子ども対策室育成支援係

放課後児童健全育成事業

昼間家庭に保護者のいない児童に健全な遊びを与え健全育成を図る，いわゆる放課後児童クラブの運営及び運営団体への補助を実施します。

対象者

放課後児童クラブ運営団体（小学校の低学年等の児童）

実施施設

平成 18 年度

施設名	登録児童数	運営主体
水引児童クラブ	32	社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会
永利児童クラブ	35	社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会
青山児童クラブ	36	地元運営委員会
平佐西児童クラブ	66	地元運営委員会
可愛児童クラブ	39	地元運営委員会
おかっこ児童クラブ	28	社会福祉法人 ひまわり会
市比野児童クラブ	37	地元運営委員会
黒木わいわいクラブ	19	地元運営委員会
亀山児童クラブ	35	地元運営委員会
9施設	327	

子ども対策室育成支援係

8 児童手当支給事業

児童を養育している人の家庭における生活の安定を図るため，毎年2月，6月，10月の3回に分けて，それぞれの月の前月までの4ヶ月分を支給します。

対象者

小学校修了前の児童を養育している父母等

要件

日本国内に住所があること。

前年の所得が一定額未満であること。

第1子出生の場合や転入の場合は，住所地の市役所等で請求の手続きをすること。

給付額

第1子，第2子 月額5,000円（3歳未満は10,000円）

第3子以降 月額10,000円

所得制限額表 (平成18年度)

扶養親族の数	児童手当	特例給付
	所得額	所得額
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円

以下扶養親族が1人増す毎に38万円加算

この事業による所得額とは、雑損、医療費、障害者、寡婦(夫)、勤労学生等を控除した額をいいます。

特例給付

所得制限等により児童手当受給資格がないため、児童手当を受けられない被用者で、一定の所得未満の者に支給します。

子ども対策室育成支援係

9 育児手当

児童を養育している人の育児に係る経済的負担の軽減を図り、もって次代の社会を担う児童の健全育成に資することを目的し、対象児童1人につき月額3,000円を、申請の翌月から満3歳に至る月分までを2・6・10月に支給します。

対象者

18歳に達する児童を3人以上監護している保護者

要件

平成17年4月1日以後に出生した3歳未満児を監護していること。
監護者と対象児童が原則同居していること。

子ども対策室育成支援係

10 父子手当

父子手当は、母親のいない父子世帯等に児童の心身の健やかな成長を図るため支給します。

平成 17 年度から毎年 9 月に全額を支給しています。

対象者

生計を同じくする、母親のいない 18 歳未満の児童又は 20 歳未満で中度以上の障害のある児童を養育している父親又は養育者

要件

下記の要件にあたらないとき

市内に住所を有しないとき

児童福祉法に規定する里親に委託されているとき

父が婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻状態にある妻があるとき

公的年金（老齢基礎年金，障害基礎年金を除く）給付を受けることができるとき

前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額以上であるとき

支給額

児童 1 人のとき 24,000 円（年額）

1 人増すごとに 5,000 円（年額）を加算

子ども対策室育成支援係

11 児童扶養手当

児童扶養手当は、父親のいない家庭や父親が重度の障害の状態にある家庭の児童を養育している母又は養育者に 4 月，8 月，12 月の 3 回に分けて支給します。

対象者

支給期間は、18 歳に達する年度まで、ただし、児童に中度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで。

支給額

全部支給 児童 1 人 41,720 円 , 2 人目 5,000 円加算
3 人目以降は 3,000 円ずつ加算

子ども対策室育成支援係

12 乳幼児医療費助成

乳幼児の健康を保持し , 健やかな成長に寄与するため , 医療費及び歯科医療の助成を行います。

対象者

0 歳から 6 歳の誕生日までの乳幼児

助成額

月額 3,000 円を超える医療費を助成

子ども対策室育成支援係

13 乳幼児補助装置購入助成事業

購入費の一部を助成することにより , 経済的負担の軽減とチャイルドシート着用を促進し , 乗車中の乳幼児の安全の確保を図ることを目的として , チャイルドシート 1 台につき 5,000 円までを助成します。

対象者

6 歳未満対象児童を監護している保護者。

子ども対策室育成支援係

14 新生児紙おむつ券支給事業

新生児を養育する者に対し紙おむつ券を支給することにより , 育児に係る経済的負担の軽減を図り , もって児童福祉の増進に寄与することを目的として , 新生児 1 人につき 1 回 18,000 円分の紙おむつ利用券を交付します。

対象者

平成 17 年 4 月 1 日以後出生した，新生児を監護している保護者。

子ども対策室育成支援係

15 育児リフレッシュ事業

親子（3 歳未満児）で参加できる，体操を中心に，子育て講演会の実施や触れ合い交流の場を提供します。

子ども対策室育成支援係

16 かごしま子育て支援パスポート事業

子育て家庭が，買い物等をした場合に，協賛企業（店舗）が各種の特典やサービス提供を行い，地域社会全体で子育て家庭を応援します。

対象者

18 歳未満の子どもを養育している方及び妊娠中の方でパスポート交付を受けた方

子ども対策室育成支援係

○ 介護保険

介護保険制度は、介護が必要となっても、安心して生活が送れるよう介護を社会全体で支えあうための新しい社会保険制度として、平成 12 年 4 月 1 日に開始されました。薩摩川内市が保険者となり、40 歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を出し合い、介護が必要な状態と認定されたときに、費用の 1 割を負担して介護サービスを利用することができる仕組みです。法施行後 5 年を経過した時点で制度の持続可能性の確保等の観点から、平成 17 年 10 月から居住費・食費など施設給付を見直し、平成 18 年 4 月からは予防重視型システムへの転換、新たに地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設など大幅な制度改正が行われました。

1 被保険者

本市に住所を有する 40 歳以上の方は、原則として、介護保険の被保険者となります。介護保険の被保険者は、年齢によって次の 2 種類に区分されています。また、本市から転出した場合でも引き続き本市の介護保険の被保険者となる住所地特例の制度があります。

(1) 第 1 号被保険者

65 歳以上のすべての方。

(2) 第 2 号被保険者

40 歳以上 65 歳未満の、医療保険に加入している方。

住所地特例

介護保険施設等（18 年度からは特定施設や養護老人ホームも対象）に入所又は入居することにより、本市からその施設の所在地に住所を移した場合は、引き続き本市の介護保険の被保険者となります。

国保介護課介護給付係

2 被保険者証

本市に住所があり 65 歳になった方及び本市に転入された 65 歳以上の方には、被保険者証が交付されます。被保険者証は、介護（介護予防）サービスを利用するために必要な事項が記載されるものです。

なお、40 歳以上 65 歳未満の方は、要支援・要介護認定の申請をして認定結果が出た場合などに交付されます。

3 届出

次のようなときは、届出が必要です。

届出が必要な場合	必要なもの	受付窓口
転入の場合で、前住地で要介護(支援)認定を受けていて、本市でも引き続き介護保険のサービスを利用する方	介護保険受給資格証明書 (前住地で交付されたもの)	国保介護課等の申請窓口
要介護(支援)認定を受けていた方が転出するとき	被保険者証	国保介護課 介護給付係
市外の介護保険施設等(特別養護老人ホーム等)に転出(入所・入居)するとき		
被保険者証を紛失・破損したとき		
	破損の場合は、破損した被保険者証、紛失の場合は、身分を証明するもの	

国保介護課介護給付係

4 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

所得段階	所得区分	保険料 算出方法
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市町村民税非課税	27,000円 (基準額×0.5)
第2段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	27,000円 (基準額×0.5)
第3段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人	40,500円 (基準額×0.75)
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯の中に課税者がいる人	54,000円 (基準額×1.0)
第5段階	・本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円未満の人	67,500円 (基準額×1.25)
第6段階	・本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円以上の人	81,000円 (基準額×1.5)

基準額は3年ごとに、所得段階は毎年度見直します。

年度途中で、第1号被保険者の資格を取得された方（65歳になられた方や転入された方など）は、資格取得月から3月分までの保険料を月割りで算出します。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスにかかる費用の19%の負担額や第1号被保険者数等に応じて決まります。また、個人の保険料は本人や世帯員の所得等に応じて各段階のいずれかになります。

国保介護課介護給付係

5 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の納め方

老齢（退職）年金を年額18万円以上受給されている方の保険料の納め方は、原則、特別徴収（年金天引き）となりますが、それ以外の方は、普通徴収（納付書または口座振替による納入）となり、金融機関での納入や手続きなどが必要です。

また、年度途中で第1号被保険者の資格を取得された方（65歳到達者や転入者など）は、普通徴収となり、年金天引きの条件に該当されれば、原則、翌年度の10月から特別徴収となります。

なお、口座振替を希望される方は、金融機関にて手続きをしてください。

ただし、毎月「25日」までの申し込み分が、翌月の納期分から口座振替となりますので、口座振替が始まるまでは、納付書で金融機関に納めてください。

国保介護課介護給付係

6 保険料を滞納した場合の給付制限

介護保険料を1年以上滞納した場合、介護（介護予防）サービスの受給時に次のような措置があります。

(1) 1年以上の滞納

介護（介護予防）サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、後から保険給付分を市に請求します。（償還払い）

(2) 1年6か月以上の滞納

市に請求された保険給付分の一部または全部の支払が差止めとなり、滞納している保険料と相殺されます。

(3) 時効になった（2年以上前の）未納保険料

過去10年間遡及して未納期間に応じた一定期間、自己負担割合が3割に引き上げられ、高額介護（介護予防）サービス費等の給付も受けられなくなります。

国保介護課介護給付係

7 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料とその納付

加入している医療保険の算定方法により、保険料の額が決まります。そして、加入している医療保険料と一括して納めます。

国民健康保険加入者

国民健康保険の算定方法と同様に、その世帯の第2号被保険者の当該年度住民税と第2号被保険者数をもとに計算されます。

職場の医療保険加入者

給与（標準報酬月額）と加入している医療保険ごとに設定される介護保険

料率に応じて計算されます。

国保介護課介護給付係

8 要介護（要支援）認定

介護保険の保険給付を受ける（サービスを利用する）ためには、どの程度の介護が必要な状態かを定める要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

認定の有効期間は、新規や区分変更の方は 6 か月、更新の方は原則として 12 か月間ですが、身体状況により最大 24 か月間に延長することもあります。また、サービスを継続したい場合や状態が変化したときには、新たに認定を受け直すことが必要です。

(1) 申請

要介護（要支援）認定を申請できるのは次の方です。

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）

身体の障害や認知症などにより、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方。

第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方）

指定された 16 の疾病・疾患により、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方。

(2) 調査

調査員が対象者の家庭や施設を訪問して、心身の状況について調査を行います。

(3) 介護認定審査会

調査員の行った調査結果等をコンピュータ処理して一次判定を行い、さらに介護認定審査会において、一次判定結果、主治医意見書、特記事項をもとに二次判定が行われます。

国保介護課介護給付係

9 保険給付（サービスの利用）

要介護（要支援）認定の結果に基づき，認定された支給限度額内であれば，原則として費用の1割の負担でサービスが利用できます。

在宅でのサービス

サ ー ビ ス	概 要
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し,入浴,排泄,食事などの介護など,日常生活上の世話をを行います。
訪問入浴介護	入浴車などで訪問し,自宅で入浴の介護を行います。
訪問看護	看護師などが自宅を訪問し,看護を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士などが自宅を訪問し,機能回復訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師,歯科医師,薬剤師などが自宅を訪問し,療養生活を送るために必要な指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	日中,デイサービスセンターなどにおいて,入浴や食事の提供などを行います。
通所リハビリテーション (デイ・ケア)	病院・介護老人保健施設などで,機能回復訓練やレクリエーションなどを行います。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し,当該施設において入浴,排泄,食事などの介護その他日常生活の世話,機能回復訓練を行います。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設,介護療養型医療施設などに短期間入所し,当該施設において,看護,医学的管理下における介護,機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症老人が,共同して家庭生活を送りながら,介護や世話,機能回復訓練を行います。(要支援の方は利用できません。)
特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム,介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入所して,介護サービス計画に基づき,入浴,排泄,食事などの介護,その他日常生活上の世話,機能訓練及び療養上の世話をを行います。

サ ー ビ ス	概 要
福祉用具貸与	車いすやベッドなど 12 種類の福祉用具を貸与します。
福祉用具購入費支給	入浴又は排泄の用に供する福祉用具などの購入費を支給します。 (要介護区分にかかわらず,支給限度基準額年間 10 万円)
住宅改修	手すりの取り付け,段差の解消,洋式便器への取り替えなど,要介護者の自立支援や介護をするために自宅の改修をする際の費用を支給します。 (要介護区分にかかわらず,ひとつの住居につき,支給限度基準額 20 万円)

施設でのサービス

要支援状態の人はサービスを受けられません

サ ー ビ ス	概 要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活で常に介護が必要で,在宅での適切な介護が困難な場合に入所し,日常生活の世話,機能訓練,健康管理などを行います。
介護老人保健施設	看護・医学的管理下において,リハビリテーションを中心とする医療ケアなどを行います。
介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	長期間にわたる療養を必要とする入所者に対し,介護,機能訓練その他必要な医療を行います。

国保介護課介護給付係

10 高額介護サービス費・償還払いサービス費の貸付

介護保険のサービス費のうち,利用者がいったん全額を負担しなければならない償還払いサービス費や本人負担額が高額で高額介護サービス費に該当する場合,保険給付までの間の資金の貸付を行う制度です。

償還払いサービス費のうち対象となるのは,認定期間以前に緊急やむを得ない理由でサービスを受けた場合のサービス費,福祉用具購入費,住宅改修費です。

11 事業者連絡協議会の設置

介護保険サービスの質の向上と事業者間の連携及び情報交換を目的として、薩摩川内市介護サービス事業者連絡協議会を設置しています。

国保介護課介護給付係

12 介護保険相談窓口の設置

介護保険に関する相談及び苦情への対応と、介護サービスに関する情報提供を行うために、相談窓口を設置しています。

国保介護課介護給付係

13 介護保険制度の周知

介護保険制度および制度改正を市民に正しく理解していただくための取り組みを行います。

国保介護課介護給付係

○ 高齢者福祉

1 身体の不自由な方・認知症の方

(1) 高齢者日常生活用具給付等事業

おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し，日常生活用具を給付します。

生計中心者の前年所得に応じて自己負担

区分	種目	対象者
給付	火災警報機	おおむね 65 歳以上で所得税非課税世帯に属するねたきり高齢者，ひとり暮らし高齢者等
	自動消火器	
	電磁調理器	おおむね 65 歳以上であって，心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(2) 高齢者等住宅改造推進事業

高齢者等の自立促進，ねたきり防止及び介護者の負担軽減を図り在宅での生活を支援するため，生計中心者の前年度課税所得金額 3,300,000 円以下の世帯で下記要件に該当する世帯に対し 1 世帯当たり 助成対象経費と 800,000 円とを比較して，いずれか低い方の額に 3 分の 2 を乗じて算出した額以内の住宅改造に必要な経費を助成します。

要支援・要介護の認定を受けた者が属する世帯

障害等級 1，2 級の重度身体障害者が属する世帯

介護保険又は身体障害者日常生活用具給付等事業による住宅改修の申請又は住宅改修を行っていない世帯

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

2 ねたきり高齢者等に対する支援

(1) ねたきり老人介護手当支給事業

介護の労をねぎらい，在宅福祉の増進を図るためねたきり老人介護手当を支給します。

対象者

65 歳以上の要介護 4・5 の高齢者を在宅で起居をともにしながら 3 か月以上継続して介護されている方。(ただし、要介護高齢者・介護者ともに本市に住民登録をしており、1 年以上居住しかつ、当該高齢者の所属する世帯(同居者)世帯員のすべてが市民税の所得割非課税であること。)

手当額等

半年 30,000 円 申請月：2 月，8 月

特別障害者手当・経過的福祉手当を支給されている場合（支給対象者を含む）は支給されません。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(2) 家族介護用品支給事業

要介護高齢者を在宅で介護している方へ、紙おむつ等の介護用品購入費を助成します。

対象者

要介護 4・5 の状態である 65 歳以上の方を、在宅で起居をともにしながら介護している方。(ただし、要介護高齢者・介護者ともに住民登録をしており、本市に 1 年以上居住しかつ、当該高齢者の所属する世帯の世帯員(同居者)全員が前年度市民税非課税であること)

助成額

年間 75,000 円分のクーポン券を、市指定の協力店でご使用になれます。

特別障害者手当・経過的福祉手当を支給されている場合（支給対象者を含む）は支給されません。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(3) 紙おむつ購入費助成

ねたきりの高齢者を在宅で介護している方へ、紙おむつ購入費を助成します。

対象者

下記に掲げるねたきりの状態が 3 か月以上続いている 65 歳以上の方を在宅で 3 か月以上介護している方。

要介護 4・5

身体障害者手帳 1・2 級保持者
療育手帳 A1・A2 保持者

助成額

年間 36,000 円分のクーポン券を，市指定の協力店でご使用になれます。
特別障害者手当・経過的福祉手当を支給されている場合(支給対象者を含む)家族介護用品支給事業対象者は支給されません。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

3 高齢者施設の運営等

(1) 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で，尊厳あるその人らしい生活を送るためには，介護サービスをはじめ，福祉，医療，権利擁護など様々なサービスを包括的・継続的に提供していく必要があります。そこで，高齢者の生活を支える総合機関として，平成 18 年 4 月，市役所に地域包括支援センターを設置しました。

業務内容

介護予防ケアマネジメント

介護予防事業の対象者と新予防給付を利用される方のケアマネジメントを行います。

地域支援の総合相談

介護保険や様々な制度・地域資源との連携による，制度横断的な支援を行います。

総合相談の窓口を在宅介護支援センターが担います。

権利擁護，虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として，成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めます。

地域のケアマネジャーなどの支援

包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう，地域のケアマネジャーの後方支援を行います。

高齢・障害福祉課包括支援係

(2) 在宅介護支援センターの運営

高齢者の皆さんが、生きがいをもって、安心して生活できるよう老人福祉法第6条の2に基づく事業を行うため老人福祉法第20条の7の2の規定に基づき、次に定める事業を地域に積極的に出向き、又は支援センター内において行います。

実態把握並びに福祉サービスの広報及びその利用の啓発

各種の相談に対する情報の提供及び指導、助言

福祉サービス運用のための関係機関との連絡調整

介護機器の展示、紹介その他の在宅介護に関する必要な援助

支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第18項の規定に基づき、居宅介護支援事業所の業務を行います。

利用は無料です。

対象者

支援センターを利用することができるのは、次に掲げる方とします。

市内に居住するおおむね65歳以上の者であって、身体が虚弱又はねたきり若しくは認知症等のために日常生活を営むのに支障がある方
又はこれらの方を抱える家族等

前号に掲げる方のほか、市長が特に認める方

施設の一覧は、108ページをご参照下さい。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(3) 特別養護老人ホーム

老人福祉法第20条の5、介護保険法第8条第24項の規定により、65歳以上であって、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービス費の支給に係る方その他の政令で定める方を入所させ、養護する施設です。

施設の一覧は、101ページをご参照下さい。

国保介護課

(4) 養護老人ホームへの入所

家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方が入所できます。

本市に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者の方で、身体的・環境的

及び経済的理由により、居宅において養護を受けられない方が入所できる施設です。

施設は、入所者の生活の場となり、食事・入浴などの日常生活上のお世話が行われます。また、レクリエーションや生活向上のための指導も行われます。

入所費用

本人の収入及び扶養義務者の課税状況に応じて費用徴収基準表により決定します。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(5) 生活支援ハウス事業

高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を提供できるよう配慮された施設です。

65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の夫婦で家族による援助を受けることが困難な方で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方が入所できる施設です。

入所費用については、本人の収入状況に応じて負担基準により決定します。

相談窓口

高齢・障害福祉課高齢者福祉係相談窓口または生活支援ハウス

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(6) ケアハウス

高齢者が自立した生活を送れるよう工夫された施設です。

60歳以上のひとり暮らし及び60歳以上の配偶者と入居される夫婦の方で、自立して生活はできるが、身体機能の低下や家庭環境・住宅事情等により自宅で生活するには不安のある方等が入居される高齢者向け有料老人ホーム（まかない付き高齢者アパート）です。

一日3食の食事サービス・温泉入浴・専門相談員による日常生活等の相談、24時間体制での緊急時の対応や、施設内での種々な福祉サービスも受けられます。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(7) 老人福祉センター

高齢者の福祉，教育の向上やレクリエーション，生きがいづくり，健康づくり及び相互親睦のための場を確保し，高齢者の健康及び福祉の増進を図るため設置された施設です。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(8) 生活指導型ショートステイ事業

疾病ではないが体調が不良な状態に陥った高齢者等を，養護老人ホームに一時的に宿泊させ，生活習慣等の指導を行うとともに，体調調整を図ります。

費用負担

一日当たり 381 円プラス食材費等の実費負担

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

4 ひとり暮らし高齢者対策

(1) 緊急通報装置の設置

おおむね 65 歳以上で虚弱なひとり暮らしの方に対し，自宅での急な発作など，緊急時又は就寝時等，電話機のところまで行けない場合に，付属のペンダント式発信機等のボタンを押し，あらかじめ指定した緊急通報先へ通報する装置を貸与する事業です。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(2) 生活支援型ホームヘルプサービス事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に人材を派遣して，買い物等の身近な生活援助サービスを提供します。

費用負担

1 時間 80 円（1 時間を超える場合は 30 分ごとに 40 円）の自己負担
（月 2 回）

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(3) 老人福祉電話設置事業

おおむね 65 歳以上の所得税非課税世帯に属する者で，電話のないひとり暮らしで虚弱な方に対し，電話（加入権）を貸与し，孤独感の解消，緊急時

の通報に役立てようとする事業です。

費用負担等

- ・ 取付・取りはずし工事費は市の負担
- ・ 基本料・通話料・電話機は個人負担

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(4) 独居老人入浴券配布事業

市内に一年以上居住している75歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、一枚100円の入浴補助券を月2回(200円分)配布します。

相談窓口

高齢・障害福祉課高齢者相談窓口，または民生委員

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

5 老人医療費助成

(1) 老人保健制度

老人保健法に基づいて実施される老人医療制度で、健康保険に加入している75歳以上の方または65歳以上で一定の障害のある方が対象になり、各市町村が実施しています。市が交付する「医療受給者証」と加入している「健康保険証」を医療機関等の窓口に提示し、一部負担金(入院時には1ヶ月の自己負担限度額)を支払います。ただし、一ヶ月に支払った一部負担金の合計が、次頁の自己負担限度額を超えた場合には、超過額を高額医療費として償還します。申請は随時受け付けています。また、未申請の方へは、申請書を送付します。

住民税非課税世帯の方

申請により、入院時の一部負担金と食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

人工透析が必要な慢性腎不全・血友病・後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む)

申請により、その病気で受診した際の一部負担金の月額上限が10,000円に減額される「特定疾病療養受療証」を交付します。

ア 一部負担金と自己負担金

一部負担金	所得区分	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人ごと）	入院（世帯ごと）
3割負担	現役並み所得者 （住民税課税所得 145 万円以上の老人医療の資格を持つ方，70 歳以上の高齢者及び前者と同一世帯の方）	44,400 円	80,100 円 + 総医療費（10 割）が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算（44,400 円）
1割負担	一般 （住民税課税所得 145 万円未満の方及び前者と同一世帯の方）	12,000 円	44,400 円
	区分 （住民税非課税世帯等の方）	8,000 円	24,600 円
	区分 （住民税非課税世帯で全員所得 0 円） 但し，年金所得は控除額を 80 万円として計算		15,000 円

（ ）内は過去 12 ヶ月以内に 4 回以上高額療養費の該当がある場合の 4 回目以降の限度額

イ 入院時食事療養費標準負担額

入院時の食事代は，診療とは別枠で，定額自己負担（1食につき260円）となります。ただし，住民税非課税世帯等の方には，申請により入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示することによって入院時の食事代が下表のとおり減額されます。

所得等の区分		負担額 (1食当たり)
住民税課税世帯	現役並み所得者 及び 一般	260円
住民税非課税世帯等	限度額適用・標準負担額減額認定証区分	210円
	長期入院認定（再申請が必要）区分で過去1年間の入院期間が90日を超えたらすぐに申請してください	160円
住民税非課税世帯（所得0円）	限度額適用・標準負担額減額認定証区分	100円

ただし，療養病床については別途居住費等の自己負担があります。

ウ 訪問看護療養費の負担

在宅で療養を受ける老人医療受給者で神経難病，末期悪性腫瘍，急性増悪等により，医師が訪問看護を必要と認めた場合，基本利用料（費用の1割，現役並み所得者は3割）を負担することによって訪問看護ステーションからサービスを受けることができます。

エ 医療費の現金給付

老人保健法による医療は，原則として医療機関において現物給付されますが，下記の現物給付が困難な場合には，申請により医療費を支給します。

やむを得ない理由により医療受給者証を持たずに受診した場合，骨折，捻挫で柔道整復師の施術を受けた場合，医師が必要と認めたマッサージや鍼灸などの施術，医師が必要と認めた治療用装具（コルセット等）代，緊急移送や輸血の生血代，海外での診療費などです。

オ 第三者行為（交通事故等）の届出

交通事故など第三者から被害を受けた場合のケガや病気は，届出をする

ことによって老人保健で治療が受けられます。治療費は市が一時立て替えて医療機関に支払い、後日加害者に請求します。

国保介護課

6 いきいきと暮らすために

(1) はり、きゅう、マッサージ等施術料助成

満 65 歳以上の方が、市の指定する施術者から、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けるときに、施術料の一部を助成するものです。

助成内容

1 人 1 日 1 回 800 円の施術助成券を 40 枚交付いたします。

交付時に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 保険証

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(2) 敬老金支給事業

毎年 9 月 1 日現在で、引き続き一年以上住民登録をしている満 88 歳及び満 99 歳以上の高齢者の方へ長寿を祝福し、敬老金を支給する事業です。

支給額

年齢	支給額
満 88 歳	20,000 円
満 99 歳	30,000 円
満 100 歳以上	50,000 円

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(3) 高齢者住宅等安心確保事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）等に居住する高齢者の世帯に対し、生活援助員を派遣しサービスを提供することにより、高齢者が自立して安全かつ快適な生活が営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的として事業を実施しています。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(4) 在宅福祉アドバイザー事業

地域保健福祉活動を通じて地域住民の健康や福祉に関する諸問題を把握し、健康づくりをすすめていくとともに、要援護者（高齢者や障害者等）が住み慣れた地域のなかで安心して生活していけるよう支援し、必要に応じて民生委員・児童委員や在宅介護支援センター及び高齢・障害福祉課に連絡をしてくださる方々です。各自治会で推薦していただいています。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(5) 屋内ゲートボール場（ふれあいドーム）事業

高齢者の生きがいづくりと市民の健康づくり、スポーツを通じた交流の場として、ゲートボール・テニス・レクリエーション等多目的に利用できます。

場 所	永利町 福祉の里内 ふれあいドーム
開場時間	午前 8 時 30 分～午後 9 時
休 場 日	毎週月曜日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
使 用 料	ゲートボールコート（1 面 1 時間当たり） 一般 400 円 児童生徒（小中高）300 円 テニスコート（1 面 1 時間当たり） 一般 400 円 児童生徒（小中高）300 円
申 込 先	サン・アビリティーズ川内 電話 0996-22-7938

場 所	もくもくふれあい館 樋脇町市比野 4690 番地	
開場時間	午前 8 時 30 分～午後 9 時	
休 場 日	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	
使 用 料	ゲートボールコート（1 面 1 時間当たり）	
	小・中・高校生	一般
	市内 無料 市外 200 円	市内 200 円 市外 400 円
	ゲートボール用具一式	
	市内 500 円	市外 1,000 円
使 用 料	照明施設	
	市内 300 円	市外 600 円
申 込 先	市社会福祉協議会 電話 0996-22-7938	

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(6) 老人クラブの育成

老人クラブは、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのため、明るい長寿社会づくりに貢献しようとする組織です。仲間づくり、教養の向上、健康の増進を図りながら友愛活動、地域社会との交流や奉仕活動をしています。

市の老人福祉バスを利用して、年 2~3 回県内各地に日帰り研修も実施しています。また、薩摩川内市長寿楽園大学を開校するとともに、シルバーコース・演芸・大正琴・民謡・詩吟等各種教室のグループが楽しく活動しています。

対象者

おおむね 60 歳以上

会費

200 ~ 300 円 / 月程度

問い合わせ先

薩摩川内市老人クラブ連合会事務局（薩摩川内市総合福祉館内）

電話 0996-22-2731

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(7) シルバー人材センターの運営支援

高齢者の生きがい対策の一環として、平成 17 年 4 月 1 日に社団法人薩摩川内市シルバー人材センターとして新たなスタートを切り、高齢者の技能や経験を生かした仕事を受注し会員に提供しています。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(8) 老人福祉バス事業

各種研修会、講習会、スポーツ、レクリエーションなど高齢者の社会参加を促進し、経験と知識を生かして、地域社会に寄与することで生きがいを高めるため福祉バスを運行しています。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(9) 高齢者訪問給食サービス事業

家庭で日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上のひとり暮らし、あるいは

は夫婦二人とも 65 歳以上で、近隣者の支援が困難である高齢者に対して食事を配食し、食生活の改善と安否確認等を行うものです。

事業内容

昼と夕の二食以内を配食

費用負担

1 食あたり、450 円の自己負担

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

(10) 介護予防事業

ア 介護予防一般高齢者施策

介護保険制度の改正により、これまで老人保健事業として実施してきた事業を「地域支援事業」(介護予防事業)における介護予防一般高齢者施策(ポピュレーション・アプローチ)として位置づけ、下記の事業を実施しています。

(ア) 健康教育・健康相談

健康教育は、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、市民の自己管理意識を高めることを目的としており、総合健康教育、重点健康教育、個別健康教育と実施内容を細分化し、特に生活習慣病予防の観点から個別健康教育を重点とした取組みを行います。

健康相談は健康や治療についての不安を抱いている人を対象に、個別の相談に応じ、家庭における日常生活上の健康管理や生活習慣病の予防等の指導を行います。

(イ) 介護予防に資する知識の啓発

高齢者ができるだけ要介護状態になることなく、住み慣れた地域で生き生きとその人らしく生活できるよう、転倒骨折予防や食に関する教育、認知症予防等の教育を行います。

NPO 団体(特定非営利団体)への委託により、専門職(医師、栄養士、健康運動指導士等)による効果的な教室を展開します。

(ウ) 認知症予防に対する知識の啓発

講演会等を開催し、認知症の知識を高齢者や市民に普及し、認知症の早期発見、早期治療、認知症患者の見守り、家族への支援を行います。

(I) 介護予防手帳の配布

介護予防に資する基本的な知識・情報，各高齢者の介護予防事業実施の記録等を記載する手帳を配布します。

(オ) 地域介護予防活動支援

介護予防に関するボランティア等の人材の育成支援のための事業を行います。

(カ) 介護予防評価

地域住民の介護予防に関する知識の認識度やボランティア活動への高齢者の参加状況，また，ボランティア育成講座，介護予防に関する普及啓発等に関する評価を行います。

イ 介護予防特定高齢者施策

介護保険制度の改正により，平成 18 年度から要支援・要介護状態となる可能性が高いと思われる高齢者を特定高齢者（虚弱高齢者）とし，地域支援事業の介護予防特定高齢者施策（ハイリスク・アプローチ）として次の事業を実施しています。

(ア) 特定高齢者把握

地域の高齢者に対する総合的な支援の観点から，検診結果や在宅介護支援センター，または家族からの相談等により要支援高齢者の早期発見に努め，必要なサービス提供等介護予防に資するための特定高齢者の把握を行います。

(イ) 介護予防ケアプランの作成

要支援高齢者が要介護・要支援状態になることを防止するため，実態調査により把握された要支援高齢者の家庭環境や心身の状況に基づき，介護予防事業のサービスを効果的に利用できるよう地域包括支援センターが適切なサービスの調整を行い「介護予防ケアプラン」を作成します。

(ウ) 通所型介護予防事業

特定高齢者（虚弱高齢者）を対象に，通所型の事業として集団的なプログラムにより主に運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもり予防・認知症予防・うつ病予防等を「介護予防通所介護事業所」及び「介護予防通所リハビリテーション事業所」等で，高齢者が要介護・

要支援状態となることを防止することを目的に実施します。

(I) 訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり，認知症，うつ病等の恐れのある在宅の高齢者を対象に，保健師等が居宅を訪問し生活機能に関する問題を把握し相談や指導を実施します。

(オ) 保健師等による相談・指導

要介護状態にならないことを目指し，高齢者の生活機能に関する問題を把握して相談や指導を行います。

(カ) 介護予防評価

介護予防事業の実施手順・経過等や介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の推計値」に対する達成状況等について評価をします。

高齢・障害福祉課高齢者福祉係

○ 心身障害児（者）福祉

1 身体障害者手帳の交付

視覚，聴覚，平衡機能，音声・言語機能，そしゃく機能，肢体，心臓機能，腎臓機能，呼吸器機能，膀胱または直腸機能，小腸機能，及び HIV 感染による免疫機能障害のある方に交付されます。手帳には，障害の程度により 1 級から 6 級までの区分があります。手帳を取得することにより，障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

高齡・障害福祉課障害福祉係

2 療育手帳の交付

知的障害のある方に対し，その更生を援助し，施設への入所など福祉の増進を図る目的や一貫した指導・相談を受けることができるために交付します。

なお，交付を受けることにより，各種減免等の制度を受けることができます。

対象者

出生・発育期間中に知能障害が生じ，知能が未発達又は一定の水準以下の状態にあり，社会適応障害を伴う方。

要件

児童総合相談センターによる判定を受けたもの。

高齡・障害福祉課障害福祉係

3 精神障害者保健福祉手帳交付事業

障害の程度により 1 級から 3 級までの区分があります。手帳を取得することにより，障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

高齡・障害福祉課障害福祉係

4 相談員等

(1) 身体障害者相談員

身体障害者の方の更生相談に応じ，必要な指導を行うとともに行政など関係機関の業務に対する協力や援護思想の普及を図ります。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(2) 知的障害者相談員

知的障害者の方の家庭における療育，生活等に関する相談に応じ，必要な指導，助言を行います。また，施設入所，就学，就職に関し関係機関への連絡を行います。

高齢・障害福祉課障害福祉係

5 自立支援給付

(1) 介護給付

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に，自宅で，入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動支援などを総合的に行います。

ウ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに，危険を回避するために必要な支援，外出時における行動支援を行います。

エ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に，居宅介護等複数のサービスを包括的に
行います。

オ 児童デイサービス

障害児に，日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等を行います。

カ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。

キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の世話をを行います。

ク 生活介護

常に介護を必要とする人に，昼間，入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

ケ 施設入所支援

施設に入所する人に，夜間や休日，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。

コ 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日，共同生活を行う住居で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(2) 訓練等給付

ア 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

ウ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

エ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日，共同生活を行う住居で，相談や日常生活上の援助を行いま

す。

(3) 自立支援医療

ア 更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障害を軽減あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部が給付される公費負担制度です。

対象となる医療内容としては、人工透析、免疫抑制療法、ペースメーカー植込術、経皮的冠動脈形成術などがあります。なお、医療の適用範囲として、身体障害者手帳に記載されている障害（部位）に対する医療であること、保険診療であること等の条件があり、更生医療の給付は指定医療機関で行われます。

イ 精神通院公費

精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受けられる方が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度で、有効期間は 1 年です。

費用負担等（更生医療・精神通院公費共通）

基本は 1 割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々、（高額治療継続者いわゆる「重度かつ継続」）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

給付水準

自己負担については原則として医療費の 1 割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。

また、入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担。

(4) 補装具費

身体障害者の失われた身体機能を補完又は代償する用具として、給付対象者の職業その他日常生活の向上を図ることを目的に、補装具を交付又は修理します。

対象者

身体障害者手帳所持者で、身体障害者更生相談所の判定の結果必要と認められた方。

費用負担等

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。

また、一部種目によっては、介護保険対象者の場合、介護保険の在宅サービスが優先される場合があります。

高齢・障害福祉課障害福祉係

6 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(5) 地域活動支援センター事業

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(6) 訪問入浴サービス事業

身体上障害があり、家庭において単独では入浴することが困難な身体障害児(者)に対して訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供することにより、身体障害者の健全で安らかな生活の安定と介護者の負担軽減を図ります。

対象者

下記、に掲げる者であって本人及び介護人が入浴を希望し、医師が入浴可能と認めた方とします。

市内に居住する身体障害者手帳1級又は2級の肢体不自由に該当する、介護保険適用除外者

市内に居住する身体障害者手帳1級又は2級の肢体不自由に該当し、成人と同様の体格であって、ホームヘルプサービス等他の施策を利用しての入浴が困難な身体障害児

高齢・障害福祉課障害福祉係

(7) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している者に更生訓練費を支給し、またその者が就職等により自立する際に就職支度金を支給します。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(8) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(9) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(10) 社会参加促進事業

障害のある人が社会の構成員として地域の中で生活ができる文化・スポーツ活動を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な社会参加支援策を講じます。

ア スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

イ 奉仕員養成研修開催事業

ウ 芸術・文化講座開催等事業

エ 点字・声の広報等発行事業

オ 自動車運転免許取得・改造助成事業

高齢・障害福祉課障害福祉係

(11) 手話奉仕員派遣事業

聴覚、音声・言語機能に障害のある方で、手話通訳を必要とする方に、社会生活を営む上で必要不可欠な業務において、手話奉仕員を派遣し、意思等の伝達の仲介を行います。

窓口

(本庁) 高齢・障害福祉課 障害福祉係

(支所) 市民福祉課

対象

聴覚障害及び音声・言語機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方

高齢・障害福祉課障害福祉係

7 障害児学童保育所

障害のある小・中・高校生が放課後，土曜日や長期休暇中に学校や家庭と異なる友達集団の中で，生活を楽しみ，遊ぶ力を培う場とします。

窓口

薩摩川内市中郷町 4708-1
社会福祉法人麦の芽福祉会 障害児学童保育所 ぱる
0996-20-6785

利用日

月曜日～土曜日（ただし日曜日，祝祭日，年末年始及び8月13日から15日は休館）

利用時間

平日 13時～18時 土曜日及び長期休暇中 9時～18時

利用料金

平日 300円/日 土曜日及び長期休暇中 600円/日

高齢・障害福祉課障害福祉係

8 知的障害児通園事業

知的障害のある幼児が送迎により通園し，発達障害全般の療育訓練並びに家庭における訓練方法等の指導を行います。

対象者

鹿児島県児童総合相談所より措置決定を受けた在宅の知的障害児（満1歳以上小学校就学前まで）

費用負担

扶養義務者の所得税及び市民税課税額により鹿児島県が決定及び徴収します。

高齢・障害福祉課障害福祉係

9 年金・手当等支給

(1) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している者が死亡もしくは重度障害になった時，残された障害者の終身年金を保障する共済制度です。

対象者

障害児（者）を扶養している，満 65 歳未満の健康な方。

要件

知的障害児（者），1～3 級の身体障害児（者），同程度の障害を持つ人を扶養している 65 歳未満（4 月 1 日現在）の保護者。

障害のある者一人に対して，加入できる保護者は一人。

高齡・障害福祉課障害福祉係

(2) 特別障害者手当支給事業

障害者の所得保障の一環として障害者の自立と生活の基盤を確立するために昭和 61 年 4 月から実施され，重度の障害によって生ずる特別な負担の一助として手当を支給します。

対象者

著しい重度の障害があるため，日常生活において常時，特別の介護を必要とする 20 歳以上の方。

高齡・障害福祉課障害福祉係

(3) 障害児福祉手当支給事業

重度障害児の福祉の向上を図ることを目的としており，昭和 61 年 4 月 1 日の法改正により，従来の福祉手当のうち 20 歳未満の重度障害児を対象とします。

対象者

著しい重度の障害があるため，日常生活において，常時介護を必要とする 20 歳未満の方。

高齡・障害福祉課障害福祉係

(4) 経過的福祉手当支給事業

20歳以上の重度障害者を支給対象とする福祉手当は、昭和61年3月31日で廃止されたが、昭和61年4月1日から経過措置として従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当てや障害基礎年金を受給しない者に対して、従前通りの福祉手当を支給することとしたもので、新規の取り扱いはありません。

対象者

昭和61年4月1日において、20歳以上で従前の福祉手当の受給資格を有すること。

要件

特別障害者手当又は障害基礎年金、各種障害年金を受けていないもの。

高齡・障害福祉課障害福祉係

10 重度心身障害者医療費助成

重度心身障害者に対し保険診療分の医療費(調剤を含む)の一部負担金を助成します。ただし、他法による給付がある場合は、その額は除きます。

対象者

身体障害者手帳1・2級

療育手帳A1・A2(知能指数35以下)

身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(知能指数50以下)

高齡・障害福祉課障害福祉係

11 割引、減免等手続

(1) 有料道路障害者割引の証明

割引を受けるためには、事前に登録する必要があります。

高齡・障害福祉課障害福祉係

(2) 自動車税及び自動車取得税の減免等に係る生計同一証明書の発行

生計同一者又は常時介護者が身体障害者等のおおむね通院等に使用する

場合，その自家用車の自動車税等減免に係る証明書を発行します。

高齢・障害福祉課障害福祉係

(3) 身体障害者等NHK放送受信料免除事業

身体障害者にNHK放送受信料の免除（全額免除・半額免除）を受けさせるため，必要な証明を交付します。

対象者

身体障害者のいる低所得世帯（生活保護に準ずる世帯） 全額免除

療育手帳A1・A2所持者のいる市民税非課税世帯 全額免除

契約者で世帯主の方が次の障害者の場合 半額免除

視覚障害 1級～6級

聴覚障害 1級～6級

肢体不自由 1級～2級

高齢・障害福祉課障害福祉係

12 社会参加の促進

障害のある人が社会の構成員として地域の中で生活ができる文化・スポーツ活動を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な社会参加支援策を講じる。

(1) 福祉タクシー料金助成事業

交通手段を有しない重度身体障害者に対してタクシー料金の一部を助成します。

（年10,000円・・・500円×20枚）

高齢・障害福祉課障害福祉係

(2) リフト付福祉バス運行事業

障害者団体等の社会参加の促進を図るため，リフト付バスの運行を実施しています。ただし，事前に予約が必要です。

高齢・障害福祉課障害福祉係

○ 国民健康保険

国民健康保険は昭和 34 年 12 月から実施され、国民皆保険制度の趣旨により地域住民で被用者保険等に参加していない人を対象とし、その疾病・負傷・出産または死亡について必要な給付を行うもので、国民健康保険税、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び市の一般会計からの繰入金により運営されています。

勤務先の健康保険に参加している人や、生活保護を受けている人以外は必ず加入しなければなりません。

1 国民健康保険の手続き

次のような世帯は 14 日以内に届け出てください。

(1) 国民健康保険に参加する場合

理由	必要なもの
他の市町村から転入したとき	転出証明書，印鑑
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書，印鑑
職場の健康保険の扶養から外れたとき	被扶養者を抹消した職場の健康保険証又は証明書，印鑑
子どもが生まれたとき	保険証，印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書，印鑑
外国人が加入するとき	外国人登録証明書

(2) 国民健康保険をやめる場合

理由	必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証，印鑑
職場の健康保険に参加したとき	保険証，職場の保険証，印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証，職場の保険証，印鑑
死亡したとき	保険証，印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証，保護決定通知書，印鑑

(3) その他の手続き

理由	必要なもの
市内で住所が変わったとき	保険証, 印鑑
世帯主の変更や, 氏名などが変わったとき	保険証, 印鑑
退職者医療制度の対象になったとき	保険証, 年金証書(加入月数の記載済の証書), 印鑑
就学のため家族と離れて他の市町村で生活するとき	保険証, 在学証明書, 印鑑
出稼ぎ等で長期間住所を離れるとき	保険証, 印鑑
保険証をなくしたとき, 又は汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの, 印鑑(顔写真つきの公的機関が発行した証明書)

国保介護課国保係

2 退職者医療制度

対象者は, 厚生年金や各種共済組合等から老齢年金(又は通算老齢年金)を受けていて, 年金加入期間が20年以上(又は40歳以降10年以上)ある方で, 国保に加入し, 上記の年金を受給している方です。また, その方の扶養家族も対象となり, 年金受給者が75歳になって老人保健にかわるまでこの制度を利用することになります。

国保介護課国保係

3 高齢受給者証の交付

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方には, 所得に応じて, 自己負担が1割又は3割となる高齢受給者証が交付されることになっております。なお, 現在老人保健法の対象となっている方は除かれます。

国保介護課国保係

4 国民健康保険税の課税について

国民健康保険税は，市町村ごとに課税します。

国民健康保険税は，4月1日から翌年3月31日の事業年度のうち，加入者の加入期間に応じて，世帯単位で課税します。

国民健康保険税は，国民健康保険に加入している方の世帯主に対して，納税通知書等を送付（課税）します。

世帯主の方が国民健康保険に加入されていない場合でも，世帯内に加入者がいれば，納税義務者として納税通知書等を送付（課税）します。

国民健康保険税は，医療分と介護分の合計になります。

医療分：加入者全員が対象となります。

介護分：40歳から64歳までの加入者が対象となります。

- 1) 医療分と介護分はそれぞれ所得割・資産割・均等割・平等割の合計になります。
- 2) 薩摩川内市の平成18年度 国民健康保険税税率
（旧川内・樋脇・入来・東郷・祁答院・里・上甕の7地域と旧下甕・鹿島の2地域との不均一課税となります。）

内訳項目	内訳内容	税率（7地域）		税率（2地域）	
		医療分	介護分	医療分	介護分
所得割	加入者の前年中の合計所得に対して課税されます。	8.4%	1.3%	7.5%	1.3%
資産割	加入者の固定資産税額に対して課税されます。	25.0%	8.0%	28.0%	8.0%
均等割	加入者の人数に応じて課税されます。	25,000円	8,000円	16,000円	8,000円
平等割	1世帯に共通に課税されます。	24,000円	5,000円	17,000円	5,000円

ただし，課税限度額があります（年税額で，医療分53万円・介護分9万円）。

3) 国民健康保険税の控除

控除	控除額	摘要
基礎控除	330,000 円	
譲渡所得の特別控除	所得税・市県民税と同額	H15 年度より土地等の譲渡所得について所得税・市県民税と同様に特別控除が適用されることとなりました。
専従者控除	所得税・市県民税と同額	H15 年度より専従者控除について所得税・市県民税と同様に適用されることとなりました。ただし、専従者として給与を受けている方に対して、給与所得として計算されることとなります。

国保介護課国保係

5 保険税の減免制度

世帯主並びに国民健康保険の加入者全員が、申告されますと、その合計所得により、軽減に該当する世帯は、軽減を受けることができます。(7割軽減・5割軽減・2割軽減)

なお、2割軽減該当世帯については、市役所より該当世帯主に郵送いたします申請書の提出が必要となります。

国保介護課国保係

6 保険税の納め方

薩摩川内市の国民健康保険税の納期

納期	納期限	摘要
第1期	7月31日	年度当初の通知書・納付書等は7月上旬に発送します。 税額に変更のあった場合は、各納期の上旬に変更通知書，納付書等を発送します。
第2期	8月31日	
第3期	10月31日	
第4期	11月30日	
第5期	1月31日	
第6期	2月28日	

薩摩川内市に転入された人

前住所地の市区町村に所得の照会をします。その関係上，納付書が2回以上発送される場合があります。(最初は資産割・均等割・平等割のみで課税し，所得照会後に所得割・軽減判定を含めて再計算することによるものです)

年度の途中で国民健康保険税の税額の変更が生ずる場合

国民健康保険税は転入・転出・社会保険加入・社会保険離脱等の事由が発生した場合は，**世帯主等の届出により**，月割で再度課税計算し，税額を変更しますが，届をされた月末で一括処理しますので，世帯全員が国民健康保険の資格を喪失されても，届出をされた月末に納期がある場合(7・8・10・11・1・2月)は，その月の納付までお願いいたします。

納期日が土・日・祝日と重なった場合は翌日となります。

納付がないと，督促状が発送されることがあります。

なお，税額変更により，納め過ぎの場合はその金額をお返しいたします。

国保介護課国保係

7 納付の相談

事情があって保険料の納付が困難な方には，納期延長(分割納付等)の相談に応じています。

国保介護課国保係

8 訪問収納

納期限までに納められなかった保険税について、「収納嘱託員」が訪問して
います。納付希望日に訪問することもできます。

国保介護課国保係

9 保険給付

国民健康保険で受けられる給付

給付事由	必要なもの	自己負担割合・給付割合
病気, けが, 歯の治療	保険証, 高齢受給者証(70歳以上の方) 保険医療機関等の窓口へ提示してください	・0~3歳未満: 2割負担 ・3歳~69歳: 3割負担 ・70歳~75歳未満: 1割負担 (一定以上の所得者は3割)
急病などやむをえず保険証を持たずに医者にかかったとき	診療内容の明細書, 領収書, 保険証, 高齢受給者証(70歳以上の方), 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	書類を添えて, 申請書とともに窓口へ提出してください。審査をして保険診療分の下記の割合が払い戻しされます。
医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代	医師の証明書, 領収書, 保険証, 高齢受給者証(70歳以上の方), 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	
医師が必要と認めたあんま, マッサージ, はり, 灸の施術料	医師の同意書, 明細な領収書, 保険証, 高齢受給者証(70歳以上の方), 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	
移送費(保険者が必要と認めたとき)	医師の意見書, 領収書, 保険証, 高齢受給者証(70歳以上の方), 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	・0~3歳未満: 8割負担 ・3歳~69歳: 7割負担 ・70歳~75歳未満: 9割負担 (一定以上の所得者は7割)
骨折, ねんざなどの施術料(国保を取り扱う柔道整復師の場合, 保険証, 印鑑を持参すれば受けられます。)	明細な領収書, 保険証, 高齢受給者証(70歳以上の方), 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	国保を取り扱う柔道整復師の場合は, 保険証, 印鑑を持参すれば「病気, けが, 歯の治療」と同じ負担で受けられます。
高額療養費 (一部負担金が自己負担限度額を超えたとき, その超えた額が払い戻されます。)	領収書, 保険証, 高齢受給者証(70歳以上の方), 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	一部負担金が自己負担限度額を超えたとき, その超えた額が払い戻されます。
出産育児一時金 被保険者が出産したとき。(妊娠85日以上の子産, 流産を含む)	保険証, 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	定額が助成されます。
葬斎費(被保険者が死亡したとき)	保険証, 印鑑, 通帳(郵便局を除く)	定額が助成されます。

国保介護課国保係

10 高額療養費資金貸付事業

入院等により一部負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超える額を国保で立て替える制度です。貸付の対象は、レセプト（医療機関から提出される診療報酬明細書）単位で自己負担限度額に 10,000 円を加えた額を超える場合です。

国保介護課国保係

11 一部負担金の減額、免除及び収納猶予

災害などの特別の事情のため、生活状態が著しく困難となり、一部負担金が支払えなくなったとき、申請により減額、免除または収納猶予をします。

国保介護課国保係

12 第三者行為（交通事故等）

交通事故にあいケガをした場合でも国民健康保険を使用して診療を受けることができますが、本来その医療費は、事故の原因となった第三者（加害者）が負担すべきものです。交通事故（自損事故を含む。）にあつたら、診療を受ける前に警察が発行する事故証明を添付して市の担当窓口に出してください。

国保介護課国保係

13 保健事業

人間ドック、歯科ドック、温泉保養を利用される方は、まず医療機関または、温泉旅館に予約したのち、当日までに保険証と印鑑を持って申請手続きを行ってください。

利用券を発行しますので、それを持って受診、宿泊されますと少ない負担で利用できます。

(1) 人間ドック契約医療機関

	医療機関	
脳ドック (40歳以上)	川内市医師会立市民病院	串木野市医師会立脳神経外科センター
1日ドック	薩摩郡医師会病院	J A 鹿児島県厚生連健康管理センター
	川内市医師会立市民病院	済生会川内病院
	鹿児島県民総合保健センター	手打診療所
1日ドック (女性コース)	J A 鹿児島県厚生連健康管理センター	済生会川内病院
	鹿児島県民総合保健センター	
2日ドック	済生会川内病院	鹿児島県民総合保健センター

(2) 歯科ドック契約医療機関

薩摩川内市内の歯科診療所で、歯科医師会に加入している歯科診療所

(3) 温泉保養契約保養所

下表の温泉旅館に2泊3日以上宿泊される場合、1日当たり1,000円を補助(年度中1回、最高10,000円)します。

なお、国保の加入者であれば、年齢に関係なくご利用いただけます。

川内高城温泉	竹 屋	市比野温泉	み な と 屋
	双 葉 屋		久 木 田 温 泉 宿
	梅 屋		松 葉 荘
	西 方 屋		紫 月 荘
	喜 久 屋		丸 山 温 泉
	マ ル 善	入 来 温 泉	諏 訪 温 泉

国保介護課国保係

○ 母と子の健康

1 母子健康手帳の交付（お母さんと赤ちゃんの健康の記録）

医療機関で「妊娠」と診断されましたら，下記の窓口で「母子健康手帳」をお受け取りください。毎月の母子健康手帳の交付日については，市の広報紙でお知らせしますのでご覧ください。

窓口	受け取れる日	持って来るもの	その他
川内保健センター	毎週火曜日 (受付時間午前 9 時 ～午前 9 時 20 分・集 団交付)	「妊娠届出書」(保 険証や印鑑，手数 料等は不要です)	できるだけ妊婦 さん本人がお越 しくください。 「妊娠届出書」 は妊娠確認時に 医療機関で渡さ れます。
樋脇保健センター	毎月第 1 水曜日 (午前 10 時～12 時)		
入来保健センター	毎月第 1・第 3 月曜日 (午後 1 時～4 時)		
東郷保健センター	毎月第 1・第 3 月曜日 (午前 10 時～11 時 30 分)		
祁答院保健センター	毎月第 1 火曜日 (午前 10 時～11 時 30 分)		
里支所 市民福祉課	事前に，お電話でご 連絡ください。		
上甑保健センター			
下甑保健センター			
鹿島支所 市民福祉課			

市民健康課健康指導係

2 妊婦さんの健康診断（すこやかな出産を迎えるために）

市内にお住まいの妊婦さんを対象に、妊婦健康診断を実施します。妊婦健康診断の受診票は「母子健康手帳」と一緒にお渡ししますので、最寄りの医療機関で受診してください。

健康診査の名称	妊婦一般健康診査	妊婦歯科健康診査
受診票を利用できる人	母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方	
受診票で受診できる場所	県内の産婦人科医療機関	市内の歯科医療機関
受診票で受診できる回数	妊婦 1 人につき 2 回（妊娠 19 週までに 1 回，妊娠 20 週以降に 1 回）	妊婦 1 人につき 1 回
健康診査の内容	診察，血圧測定，検尿，血液検査（血液一般検査，梅毒検査，B 型肝炎検査） 35 歳以上の妊婦さんは超音波エコーによる検査も実施します	歯科診察・歯科保健指導

市民健康課健康指導係

3 乳幼児健康診査（歯科検診を含む）

- ・ 健診月になりましたら，個人通知します。
- ・ 受診の際には，母子健康手帳，通知書等をご持参ください。
- ・ 指定された日時に受診できない場合は，最寄りの保健センター，各支所へご連絡ください。
- ・ 転入されて問診票をお持ちでない方，なくされた方は，最寄りの保健センター，各支所へお問い合わせください。
- ・ 実施会場は，通知書に記載してありますのでご確認ください。なお，すくすく健診は各医療機関にて実施します。また，すくすく健診は，11 か月児～13 か月児が対象になります。

川内地域

健診の名称	回数	実施内容	対象児
3 か月児健診 6 か月児健診 1 歳 6 か月児健診 2 歳児歯科健診 3 歳児健診	2 回 / 月	問診 , 身体計測 , 診察 , 離乳食指導 , 母子相 談 , 歯科検診 , フッ化 物塗布等	生後 3 ~ 4 か月児 生後 6 ~ 7 か月児 1 歳 6 か月 ~ 7 か月児 2 歳 5 か月 ~ 6 か月児 3 歳 6 か月 ~ 7 か月児
すくすく健診	随時	身体計測 , 診察等	生後 11 ~ 13 か月児

樋脇地域

健診の名称	回数	実施内容	対象児
3 か月児健診 6 か月児健診 1 歳 6 か月児健診 2 歳児歯科健診 3 歳児健診	1 回 / 月	問診 , 身体計測 , 診察 , 離乳食指導 , 母子相 談 , 歯科検診 , フッ化 物塗布等	生後 3 ~ 4 か月児 生後 6 ~ 7 か月児 1 歳 6 か月 ~ 7 か月児 2 歳 5 か月 ~ 6 か月児 3 歳 6 か月 ~ 7 か月児
すくすく健診	随時	身体計測 , 診察等	生後 11 ~ 13 か月児

入来・東郷・祁答院・里・上甑・下甑地域

健診の名称	回数	実施内容	対象児
3 か月児健診 6 か月児健診	1 回 / 偶数 月	問診 , 身体計測 , 診察 , 離乳食指導 , 母子相 談 , 歯科検診 , フッ化 物塗布等	生後 3 ~ 4 か月児 生後 6 ~ 7 か月児
1 歳 6 か月児健診 2 歳児歯科健診 3 歳児健診	1 回 / 奇数 月	問診 , 身体計測 , 診察 , 離乳食指導 , 母子相 談 , 歯科検診 , フッ素 塗布等	1 歳 6 か月 ~ 7 か月児 2 歳 5 か月 ~ 6 か月児 3 歳 6 か月 ~ 7 か月児
すくすく健診	随時	身体計測 , 診察等	生後 11 ~ 13 か月児

鹿島地域

実施日は未定です。対象者がいる時に実施します。

市民健康課健康指導係

4 親子教室（豆の木くらぶ）

乳幼児健康診査，育児相談等で，言葉がおそい，なかなか歩かない等の子どもさんを中心に，親子での遊びを取り入れた教室を開催します。

日時：毎月2回

場所：川内保健センター

市民健康課健康指導係

5 母子相談

子どもの発育・発達状況の確認や母親の育児相談（生活，発育，栄養面，歯科）等を行います。

広報紙に掲載及び健診時にご案内しますので，事前にご予約ください。

施設名称	実施日	実施時間
川内保健センター	毎週火曜日	午前10時～午前11時30分
樋脇保健センター	毎月28日	午前10時～午後0時
入来保健センター	月2回(第1・第3月曜日)	午後1時～午後4時
東郷保健センター	月1回(第3月曜日)	午前10時～午前11時30分
祁答院保健センター	月1回(第1火曜日)	午前10時～午前11時30分
里支所 (老人生きがい作業所)	月1回(第3木曜日)	午前10時～午前11時30分
上甕保健センター	月1回(第2木曜日)	午前9時～午前11時
下甕保健センター	要望に応じて実施しております (お電話にて連絡後，お越しく下さい)	
鹿島支所(鹿島生涯学習センター)	年6回(2か月に1回)	広報紙にてお知らせします

市民健康課健康指導係

6 父親教室

対象者：妊婦さんとその配偶者

会 場：川内保健センター（すこやかふれあいプラザ内）

日 時：年2回（日曜日）

内 容：沐浴の練習，妊婦擬似体験

広報紙にてお知らせしますので，お申込みください。

市民健康課健康指導係

7 マタニティ - クッキング栄養講座

対象者：妊婦さんとその配偶者

会 場：川内保健センター（すこやかふれあいプラザ内）

日 時：年2回

広報紙にてお知らせしますので，お申込みください。

市民健康課健康指導係

8 子育て講演会

対象者：妊婦さん，乳児を持つ母親・父親，およびその家族

会 場：川内保健センター

日 時：年1回

広報紙にてお知らせしますので，お申込みください。

市民健康課健康指導係

9 離乳食教室

対象者：5～6か月児とその保護者

会 場：川内保健センター（すこやかふれあいプラザ内）

日 時：月1回

内 容：調理実習と試食，交流

申し込み先

川内保健センター（電話 0996-22-8811 Fax0996-22-8038）

託児を希望される方は申し込み時にお知らせください。

市民健康課健康指導係

10 子どもの予防接種

市内にお住まいの乳幼児及び児童生徒を対象に，次のような予防接種を行います。ご不明な点がございましたら，各保健センター又は支所の担当課までお気軽にお問い合わせください。

予防接種についてのポイント

- ・ ポリオの予防接種以外は，すべて医療機関での個別接種になります。
- ・ 接種の通知は，保護者の方に郵送でお送りします。

(1) 乳幼児の予防接種

予防接種 の名称	三種混合 (ジフテリア,破傷風, 百日咳)	麻しん風しん混合		日本脳炎	BCG	ポリオ
		1期	2期			
接種を受けられる 年齢	生後3か月 ~7歳半未 満	生後12か 月~24か 月未満	5歳以上7 歳未満で 小学校入 学前の1 年間	生後6か月 ~7歳半未 満	生後3か月 ~生後6か 月未満	生後3か月 ~7歳半未 満
接種をお 知らせす る時期	初回:生後 3か月 追加:初回 終了後1年	生後11か 月	年長児に なる前の3 月	初回:満3 歳 追加:初回 終了後1年	生後2か月	生後4か月 ~6歳未満 の未接種 児
接種回数	初回:3~8 週間の間隔 を空けて3 回接種 追加:初回 終了後から 1年~1年 半後に1回 接種	1回接種	1回接種	初回:1~4 週間の間 隔を空け て2回接種 追加:初回 から1年~ 1年半後に 1回接種	1回接種	6週以上の 間隔で2回 投与 (飲むタイ プの予防 接種です)
接種時期	通知書に記載された期間内であれば接種可能です					5~6月10 ~11月
接種の受 け方	通知書に記載された市内の指定医療機関の中から,医療機関を選 んで接種を受けてください					通知書に 記載され た会場で 接種を受 けてくだ さい
接種場所	市内の指定医療機関					市内の各 保健セン ター及び 甌島地 域の一部 診療所 や公共施 設
備考	予診票は通知書と一緒に,個別に郵送します					

(2) 児童・生徒の予防接種

予防接種名	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	日本脳炎
接種を受けられる年齢	11～12歳	9～13歳
接種をお知らせする時期	小学5年生の学年末にお知らせします。	小学3年生の学年末にお知らせします。
接種回数	1回接種	
接種時期	通知書に記載された期間内であれば接種可能です。	
接種の受け方	通知書に記載された指定医療機関の中から、医療機関を選んで接種を受けてください。	
接種場所	市内の指定医療機関	
備考	予診票は通知書と一緒に、個別に郵送します。	

市民健康課健康指導係

11 子育て支援センター，育児サークル等の紹介

サークル名	内容	問い合わせ先
育児サークル	お母さんたちが自主的に活動している育児サークルです。	最寄りの保健センター又は支所
子育て支援センター	通園前のお子さんとそのお母さんのための遊びの場，子育て相談の場です。	最寄りの保健センター又は支所
子育てサロン	子育てサポーターがお母さん方の不安や悩みに対しアドバイスします。(電話相談なし)	薩摩川内市中央公民館

市民健康課健康指導係

12 甌地域の産婦さんへの支援制度（産後ケア事業）

産科の医療機関のない甌地域の妊婦さんの出産を支援するため、「産後ケア事業」を実施します。利用を希望される方は、事前に窓口までお申し込みください。

サービスの名称	産後ケア事業
利用できる人	甌島地域にお住まいの妊産婦さん
利用できる場所	市と契約した産科施設
利用できる期間	出産後7日以内（必要があれば14日まで延長可能です）
市からの助成額	課税区分により1日につき9,000円～13,000円
サービスの内容	出産後の母体管理及び生活指導全般
申し込み窓口	甌島地域の支所又は保健センター 甌地域の支所（市民福祉課）

市民健康課健康指導係

13 コウノトリ支援事業（不妊治療助成事業）

不妊治療をされている本市にお住まいの夫婦の方々に治療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を行うものです。

サービスの名称	コウノトリ支援事業
利用できる人	1年以上本市にお住まいの夫婦
利用できる場所	不妊治療を受けている病院
利用できる期間	不妊治療を受け、1妊娠当たり5年間
市からの助成額	1年度 上限額200,000円
サービスの内容	特定不妊治療と一般不妊治療
申し込み窓口	本庁市民健康課（川内保健センター）

市民健康課健康指導係

○ 成人・高齢者の健康

1 各種健康診査

生活習慣病の予防と早期発見のため、次のような健康診査，健康相談，健康教育等を行います。ご不明な点がございましたら，お気軽にお問い合わせください。

(1) 健康診査の種類

基本健康診査（肝炎検診，前立腺がん検診を含む）・胃がん検診・子宮がん検診・乳がん検診（2年に1回）

大腸がん検診・腹部超音波検診・骨粗しょう症検診・肺がん検診・結核検診・歯周疾患検診

(2) 健康診査の申込方法及び通知方法

対象者には前年度の年度末（1月末～2月上旬）に一括申込書が送付されます。（期限内にお申し込みください。）申し込まれた方には，案内通知が届きます。その通知書を持って受診してください。

下記に該当する方は検診料が無料になります。

老人医療受給資格対象者（手続きは不要です。）

市民税非課税世帯（検診前日までに，支所又は保健センターで手続きを済ませてください。）

生活保護世帯（検診前日までに支所又は保健センターで手続きを済ませてください。）

手続きには印鑑，通知書が必要です。

健康診査の種類 希望制（申込まれた方）

健診名	対象者	内容	健診方式	個人負担金
基本健康診査	・40歳以上の男女 ・30歳,35歳の男女	身体計測,尿検査,血液検査(血液一般,生化学検査)血圧検査,心電図検査,眼底検査,問診,診察等	病院健診と集団健診のいずれかを選択できます	病院健診 2,000円 集団健診 800円
胃がん検診	40歳以上の男女	胃部X線検査	集団検診	750円
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診	病院検診と集団検診のいずれかを選択できます	病院検診 1,300円 集団検診 650円
乳がん検診 (2年に1回実施)	40歳代の女性	視触診,マンモグラフィー(2方向)	集団検診	2,100円
	50歳以上の女性	視触診,マンモグラフィー(1方向)		1,050円
大腸がん検診	40歳以上の男女	便潜血2日法	集団検診	550円
腹部超音波検診	40歳,45歳,50歳,55歳,60歳,65歳,70歳の男女	超音波検査	集団検診	850円
骨粗しょう症検診	30歳,35歳,40歳,45歳,50歳,55歳,60歳,65歳,70歳の女性 60歳,65歳,70歳の男性	X線による骨量測定	集団検診	600円

基本健康診査項目に追加実施 希望制

健診名	対象者	内容	健診方式	個人負担金
前立腺がん検診（血液検査）	50 歳以上の男性	PSA 検査 （前立腺特異抗原検査）	医療機関	500 円
			集団検診	
肝炎ウイルス検診（血液検査）	40 歳の男女	B 型+C 型	医療機関	800 円
			集団検診	600 円
		B 型のみ	医療機関	500 円
			集団検診	100 円
		C 型のみ	医療機関	700 円
			集団検診	500 円

肺がん検診，結核検診 通知制

健診名	対象者	内容	健診方式	個人負担金
肺がん検診	40 歳以上の男女	胸部 X 線撮影法	集団検診のみ です 同時に実施します	250 円
結核検診	65 歳以上の男女	胸部 X 線撮影法		無料

歯周疾患健診 希望制

健診名	対象者	内容	健診方式	個人負担金
歯周疾患検診	40 歳以上の男女	歯科検診 歯科保健指導	集団検診のみ です	無料

市民健康課健康指導係

2 健康手帳（成人用）の交付

市民のみなさんの健康管理に役立てていただくため，さまざまな機会を設けて健康手帳を交付します。75 歳以上の方については老人医療受給者証の交付時に一緒にお渡しします。

市民健康課健康指導係

3 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言等を行います。定期相談と随時相談とがあります。その他健康全般に関する幅広い相談に応じます。お気軽にご相談ください。

市民健康課健康指導係

4 健康教育

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言等を行い、家庭での健康管理に役立てていただくことを目的として行います。各組織や団体からの依頼にも応じます。お気軽にご相談ください。

市民健康課健康指導係

5 機能訓練事業

おおむね 40 歳以上で老化・脳血管障害の後遺症等で、心身の機能が低下し、機能訓練が必要な方等に対し、上甕保健センターで実施されます。お気軽にご相談ください。

市民健康課健康指導係

6 高齢者のインフルエンザ予防接種

65歳以上(一部60歳以上)の高齢者のインフルエンザ予防接種については、市が接種料の一部を公費で負担します。

予防接種の名称	接種対象者	個人負担金	備考
インフルエンザ予防接種	65歳以上の高齢者	1,000円	接種の時期や場所等については、市の広報紙等でお知らせします。
	60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方		

生活保護受給者は、個人負担金が免除となります。

市民健康課健康指導係

○ 薩摩川内市医療機関・社会福祉施設等設置数

平成18年12月31日現在

No.	種 類	設 置 数			
		地域A	地域B	地域C	合計
1	病院	13	1	-	14
2	一般診療所	72	22	17	111
3	歯科診療所	32	8	4	44
4	養護老人ホーム	1	1	1	3
5	特別養護老人ホーム	5	4	4	13
6	軽費老人ホーム	1	1	-	2
7	老人憩の家	1	-	1	2
8	老人福祉センター等	-	1	1	2
9	老人デイサービスセンター	9	6	5	20
10	通所リハビリテーション	15	4	-	19
11	認知症対応型共同生活介護施設（認知症高齢者グループホーム）	10	4	-	14
12	ヘルパーステーション	17	7	4	28
13	訪問入浴介護	3	3	-	6
14	福祉用具の貸与	10	1	1	12
15	在宅介護支援センター	9	4	4	17
16	短期入所生活介護（ショートステイ）	5	4	4	13
17	短期入所療養介護（ショートステイ）	6	4	-	10
18	指定居宅介護支援事業所	27	11	4	42
19	（介護予防）認知症対応型通所介護	2	2	-	4
20	介護老人保健施設（老人保健施設）	3	2	-	5
21	介護療養型医療施設	3	2	-	5
22	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	1	-	3	4
23	屋内ゲートボール場	1	1	-	2
24	身体障害者療養施設	1	-	-	1
25	障害者生活支援センター	1	-	-	1
26	心身障害児通園施設（児童デイサービス）	1	-	-	1
27	身体障害者通所授産施設	-	1	-	1

地域A：川内地域

地域B：樋脇・入来・東郷・祁答院地域

地域C：里・上甌・下甌・鹿島地域

No.	種 類	設 置 数			
		地域A	地域B	地域C	合計
28	身体障害者小規模作業所	1	-	-	1
29	川内勤労身体障害者教養文化体育施設	1	-	-	1
30	知的障害者更生施設	2	1	-	3
31	知的障害者授産施設	1	1	-	2
32	知的障害者福祉工場	-	1	-	1
33	知的障害者グループホーム	1	4	-	5
34	知的障害者小規模作業所	1	1	-	2
35	知的障害者デイサービスセンター	2	1	-	3
36	身体障害者デイサービスセンター	2	-	-	2
37	知的障害児通園施設	1	-	-	1
38	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	1	-	-	1
39	精神障害者グループホーム	1	-	-	1
40	精神障害者小規模作業所	1	-	-	1
41	児童養護施設	1	2	-	3
42	保育所	15	8	-	23
43	へき地保育所	-	-	1	1
44	児童館	2	-	-	2
45	放課後児童クラブ	7	2	-	9
46	認可外保育施設	10	-	-	10
47	事業所内託児所	3	-	-	3
48	へき地保健福祉館	-	-	4	4
49	生活館	-	-	2	2
50	地域福祉センター	1	-	-	1
51	隣保館	3	1	-	4
52	薩摩川内市保健センター	1	4	1	6
53	薩摩川内市社会福祉協議会	1	4	4	9

地域A：川内地域

地域B：樋脇・入来・東郷・祁答院地域

地域C：里・上甌・下甌・鹿島地域

○ 薩摩川内市医療機関一覧

平成18年12月31日現在

病院

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
1	市比野記念病院	樋脇町市比野3079	内科 神経内科 循環器科 外科 脳神経外科 整形外科 小児科 放射線科 耳鼻咽喉科 科 リハビリテーション科
		0996-38-1200	
2	上村病院	東開聞町9-22	外科 内科 胃腸科 肛門科 リハビリテーション科 麻酔科 呼吸器科
		0996-23-3185	
3	済生会川内病院	原田町2-46	内科 小児科 外科 整形外科 外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 麻酔科
		0996-23-5221	
4	坂口病院	大王町1-1	小児科 内科
		0996-23-4509	
5	ファミリーHP薩摩	水引町3247-1	精神科 神経科 内科 心療内科
		0996-26-2211	
6	川内市医師会立市民病院	永利町字西平4107-7	内科 外科 循環器科 麻酔科 神経内科 呼吸器科 消化器科 放射線科 小児外科 整形外科 リハビリテーション科 脳神経外科 泌尿器科 心臓血管外科 小児科
		0996-22-1111	
7	高江病院	横馬場町7-26	整形外科 内科
		0996-23-3228	
8	伊達病院	神田町4-25	外科 内科 胃腸科 整形外科
		0996-23-7171	
9	たはら病院	大小路町66-35	内科 小児科 呼吸器科 循環器科 消化器科
		0996-23-3275	
10	中郷病院	中郷1-1-7	精神科 神経科 内科
		0996-23-6733	
11	永井病院	大小路町21-5	内科 呼吸器科 循環器科 胃腸科
		0996-23-7181	
12	森園病院	大小路町19-38	整形外科 内科 消化器科 呼吸器科 リハビリテーション科 リウマチ科
		0996-23-3125	
13	若松記念病院	神田町11-20	外科 内科 胃腸科 肛門科 整形外科 リハビリテーション科 眼科
		0996-23-3291	
14	渡辺病院	白和町7-2	循環器科 内科 外科 消化器科 呼吸器科 心臓血管外科
		0996-22-6885	

一般診療所(1/6)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
川内地域			
1	愛甲医院	大小路町24-2 0996-23-6311	内科 循環器科 皮膚科 泌尿器科
2	阿久根医院	平佐町2137 0996-20-2631	泌尿器科 皮膚科
3	阿久根整形外科	原田町20-14 0996-22-1010	整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科
4	有馬消化器内科クリニック	原田町27-1 0996-22-1212	消化器科 内科
5	有村医院	隈之城町1476 0996-23-2609	内科 消化器科 小児科
6	飯田クリニック	大小路町17-9 0996-23-4517	内科 小児科 循環器科 呼吸器科 胃腸科
7	今村クリニック	宮内町2641 0996-23-4118	整形外科 リハビリテーション科 内科
8	岩切眼科	若葉町2-16 0996-23-3188	眼科
9	岩切皮膚科医院	大小路町4-19 0996-23-3557	皮膚科
10	岩崎胃腸科	中郷1-17-7 0996-20-7777	胃腸科 消化器科 循環器科
11	おおしろ耳鼻咽喉科	平佐町4314-2 0996-22-8733	耳鼻咽喉科
12	おやまクリニック	五代町3032-1 0996-22-7751	外科 胃腸科 肛門科 麻酔科
13	可愛クリニック	御陵下町13-6 0996-23-2515	呼吸器科 内科 リハビリテーション科
14	九州電力株式会社川内原子力発電所診療所	久見崎町片平山1765-3	内科 外科 整形外科
15	京セラ株式会社鹿児島川内工場健康管理室	高城町1810	内科
16	クオラククリニック	宮崎町3000 0996-20-1300	脳神経外科 整形外科 内科 リハビリテーション科
17	小倉医院	隈之城町1405 0996-23-6129	内科 小児科
18	上小鶴外科胃腸科	御陵下町14-12 0996-23-2227	外科 内科 胃腸科 麻酔科 肛門科 放射線科
19	上村内科	御陵下町30-46 0996-23-7351	内科 神経内科 小児科
20	上村耳鼻咽喉科医院	若葉町3-16 0996-23-2961	耳鼻咽喉科 気管食道科
21	身体障害者療護施設亀山苑診療所	宮内町2539-2	整形外科 リハビリテーション科
22	川路クリニック	平佐町1693-31 0996-25-4177	外科 胃腸科 内科 肛門科

一般診療所(2/6)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
23	川野眼科	横馬場町6-3 0996-23-3336	眼科
24	かわばた皮膚科	高城町1944-1 0996-22-1251	皮膚科
25	川原産婦人科	東開闢町5-27 0996-25-3635	産婦人科
26	川原クリニック	向田本町18-11 0996-23-7255	整形外科 リウマチ科 内科 リハビリテーション科 呼吸器科 消化器科
27	河村医院	東開闢町14-3 0996-23-3569	産婦人科 内科
28	きららクリニック (H18.9~H19.8休止)	永利町2531 0996-23-9900	整形外科 内科 リウマチ科 リハビリテーション科
29	具志ひふ科クリニック	東大小路町45-3 0996-22-9412	皮膚科
30	薩摩川内市久見崎診療所	久見崎町191-1(公民館)	内科
31	Kメンタルクリニック	田崎町1071-8 0996-25-4169	心療内科 精神科 神経科
32	整形外科こざくらクリニック	勝目町4110-2 0996-20-1159	整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科
33	特別養護老人ホーム幸せの里診療所	永利町4311-5	内科 外科
34	新門整形外科	中郷1-8-16 0996-21-1661	整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科
35	関小児科医院	東開闢町8-3 0996-23-2253	小児科
36	瀬口内科医院	宮内町2000-2 0996-23-2139	内科 呼吸器科 放射線科 消化器科
37	川薩保健所	隈之城町228-1 0996-23-3165	内科
38	川内こどもクリニック	原田町30-26 0996-20-0222	小児科 内科
39	せんだい耳鼻咽喉科	高城町1945-1 0996-20-3311	耳鼻咽喉科 気管食道科
40	川内なずな園診療所	五代町7450	精神科 神経科
41	川内脳神経外科	五代町3210-1 0996-23-3800	内科 神経内科 脳外科
42	大海クリニック	中郷3-65 0996-27-6700	内科 消化器科 循環器科
43	薩摩川内市高江診療所	高江町1735-1(公民館内)	内科
44	田島産婦人科	平佐町1957-7 0996-22-0311	産科 麻酔科

一般診療所(3/6)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
45	田中医院	高城町1331	肛門科
46	手塚医院	大小路町43-25 0996-22-7400	内科 循環器科 リハビリテーション科
47	徳田整形外科クリニック	平佐町1689-7 0996-23-6500	整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科
48	内科せんだいクリニック	横馬場町3-25 0996-27-4103	内科 心療内科 神経内科 呼吸器科 胃腸科 循環器科
49	中山クリニック	高城町1602 0996-22-2115	胃腸科 内科 外科
50	薩摩川内市西方診療所	西方町3346-1	内科
51	白寿園診療所	中福良町2827-1	内科
52	長谷川医院	西開聞町1-10 0996-25-3171	呼吸器科 アレルギー科 内科 消化器科 放射線科
53	特別養護老人ホームはまかぜ園診療所	西方町小迫3111	内科 外科
54	浜田医院	水引町7615-8 0996-26-2107	内科 外科 循環器科
55	ひがしクリニック	勝目町4110-16 0996-22-8282	内科 循環器科 呼吸器科 消化器科
56	久留医院	東向田町4-24 0996-23-2148	内科 消化器科 皮膚科
57	日高内科クリニック	勝目町5842-5 0996-20-1950	内科 消化器科 循環器科 リハビリテーション科
58	ひらさ内科	平佐町3733-1 0996-22-6122	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 リウマチ科
59	ヒラシマ眼科	向田本町17-14 0996-20-1616	眼科
60	福山内科	西向田町5-19 0996-23-4469	内科 胃腸科 放射線科
61	特別養護老人ホーム福和園診療所	御陵下町29-50	内科 胃腸科
62	宮内クリニック	宮内町2026-2 0996-22-2002	内科 外科 小児科リハビリテーション科
63	宮崎小児科	平佐町1693-8 0996-20-6318	小児科
64	森田内科医院	大小路町2191 0996-22-0559	内科
65	特別養護老人ホームやしの実医務室	勝目町字坪塚4174-1	内科
66	柳田胃腸科内科医院	平佐町2241-1 0996-25-1181	内科 胃腸科 小児科 放射線科
67	山下医院	向田町995-1 0996-23-4355	内科 胃腸科

一般診療所(4/6)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
68	山本耳鼻咽喉科医院	東開聞町7-13 0996-23-7161	耳鼻咽喉科
69	薩摩川内市湯田診療所	湯田町5226	内科
70	薩摩川内市寄田診療所	寄田町139(公民館)	内科
71	陸上自衛隊川内駐屯地医務室	冷水町539-2	内科 外科 歯科
72	薩摩川内市立和光園診療所	永利町4107-5	内科
樋脇地域			
73	市比野温泉医院	樋脇町市比野2616 0996-38-0037	内科 消化器科 整形外科 リハビリテーション科
74	川島医院	樋脇町塔之原1184 0996-37-2018	放射線科 内科 婦人科
75	川添医院	樋脇町塔之原1192 0996-37-2017	皮膚科 内科 小児科 泌尿器科
76	河崎診療院	樋脇町塔之原670 0996-37-2006	内科 婦人科
77	養護老人ホーム指月苑診療所	樋脇町市比野横石3003	内科
78	特別養護老人ホーム翠泉苑診療所	樋脇町市比野3200-118	内科 外科
79	前畠クリニック	樋脇町市比野2617 0996-38-2125	内科 産婦人科 小児科 外科 リハビリテーション科
入来地域			
80	おおたクリニック	入来町浦之名7683 0996-44-3151	内科 循環器科 小児科 放射線科
81	薩来園診療所	入来町副田6539-1	内科
82	社会福祉法人清色福祉会松清園医務室	入来町浦之名790-1	内科
83	副田クリニック	入来町副田5627-35 0996-44-5777	内科 外科 小児科 整形外科 リハビリテーション科
84	社会福祉法人清色福祉会博愛園医務室	入来町浦之名695	内科 外科
85	吉永クリニック	入来町浦之名7542-1 0996-44-3600	内科 胃腸科 外科 整形外科 リハビリテーション科
86	入来温泉クリニック	入来町浦之名大迫7880-1 0996-44-5666	内科 呼吸器科 リハビリテーション科 放射線科
東郷地域			
87	木脇医院	東郷町斧淵322 0996-42-0141	内科 小児科
88	とうごう苑診療所	東郷町斧淵2501	内科

一般診療所(5/6)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
89	松尾医院	東郷町斧淵312-2 0996-42-0027	内科 放射線科
祁答院地域			
90	クリニックのぞみ	祁答院町藺牟田2103-6 0996-56-0011	外科 内科 リハビリテーション科
91	黒木診療所	祁答院町黒木817-4 0996-55-0056	内科 胃腸科
92	特別養護老人ホームのぞみ園診療所	祁答院町藺牟田2153-1	内科
93	祁答院診療所	祁答院町下手57-1 0996-55-1118	内科 整形外科 小児科 麻酔科
94	わかばクリニック	祁答院町下手977 0996-21-8890	内科 循環器科
里地域			
95	薩摩川内市里診療所	里町里1922 09969-3-2023	内科 歯科
96	特別養護老人ホーム寿里苑医務室	里町里1621-1	内科
上甌地域			
97	こしき園診療所	上甌町中甌1236	内科 外科
98	薩摩川内市上甌診療所	上甌町中甌490-1 09969-2-0010	内科 外科 小児科 歯科 眼科
99	薩摩川内市上甌浦内出張診療所	上甌町瀬上827-5	内科 小児科
100	薩摩川内市上甌平良出張診療所	上甌町平良217-1	内科 小児科
101	村永医院	上甌町中甌335-1 09969-2-0012	内科 外科 産婦人科
下甌地域			
102	薩摩川内市甌島敬老園診療所	下甌町長浜1195	内科
103	航空自衛隊下甌島分屯基地医務室	下甌町長浜無番地	内科
104	薩摩川内市下甌手打診療所	下甌町手打956 09969-7-0031	外科 内科 小児科
105	薩摩川内市下甌長浜診療所	下甌町長浜8-3 09969-5-0052	内科 小児科
106	薩摩川内市下甌瀬々野浦診療所	下甌町瀬々野浦1195 09969-5-0039	内科
107	薩摩川内市青瀬診療所	下甌町青瀬605 09969-5-0695	内科 小児科
108	薩摩川内市下甌片野浦出張診療所	下甌町片野浦391-1	内科
109	薩摩川内市下甌内川内出張診療所	下甌町瀬々野浦1739	内科 小児科

一般診療所(6/6)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
鹿島地域			
110	鹿島園診療所	鹿島町藺牟田1443-1	内科
111	薩摩川内市鹿島診療所	鹿島町藺牟田1542 09969-4-2019	内科 歯科

歯科診療所(1/2)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
1	池田歯科医院	原田町7-7-2 0996-25-3555	歯科
2	今井歯科医院	御陵下町3-10 0996-22-6090	歯科
3	宇都歯科医院	西開聞町34 0996-22-1188	歯科 小児歯科 矯正歯科
4	薩摩川内市鹿島診療所	鹿島町藺牟田1542 09969-4-2019	内科 歯科
5	薩摩川内市上甑診療所	上甑町中甑490-1 09969-2-0010	内科 外科 小児科 歯科 眼科
6	上村歯科医院	東向田町21 0996-23-4777	歯科
7	河村歯科医院	宮内町2015-1 0996-25-4456	歯科
8	ぎんや歯科医院	宮崎町1965-4 0996-22-4100	歯科
9	慶田歯科医院	平佐町3448-1 0996-25-3933	歯科
10	祁答院歯科	祁答院町下手306-3 0996-55-0088	歯科
11	こすも歯科医院	勝目町5355-5 0996-22-8123	歯科 小児歯科 矯正歯科
12	さかもと歯科医院	中郷4-15 0996-22-0010	歯科 小児歯科
13	相良歯科医院	平佐町3832-6 0996-20-0020	歯科
14	薩摩川内市里診療所	里町里1922 09969-3-2023	内科 歯科
15	さめしま歯科医院	樋脇町塔之原846-3 0996-37-3824	歯科 小児歯科 矯正歯科
16	しげなが歯科医院	平佐町2426-7 0996-25-3193	歯科
17	薩摩川内市下甑歯科診療所	下甑町青瀬605 09969-5-0414	歯科 小児歯科 口腔
18	瀬口歯科医院	東郷町斧淵277 0996-42-0061	歯科
19	せんだい歯科医院	東向田町3-1 0996-22-1122	歯科 小児歯科
20	高島歯科医院	東開聞町1-10 0996-23-2212	歯科
21	田中歯科医院	樋脇町市比野2358 0996-38-0881	歯科
22	遠矢歯科医院	隈之城町1513 0996-20-1672	歯科
23	時吉歯科医院	大小路町38-8 0996-23-6600	歯科 小児歯科

歯科診療所(2/2)

	施設名	住所	診療科目
		電話番号	
24	とくなが歯科クリニック	高城町1724-1 0996-20-6066	歯科 小児歯科 口腔
25	智デンタルオフィス	西向田町16-11 0996-27-2121	歯科 小児歯科 矯正歯科
26	永里歯科医院	西向田町6-5四元ビル1F 0996-22-7227	歯科
27	永山歯科医院	大王町7-5 0996-22-3862	歯科
28	成松歯科医院	入来町副田5950-6 0996-44-2128	歯科
29	にしたに歯科医院	樋脇町市比野104-1 0996-38-2855	歯科
30	西谷歯科医院	大小路町7-1 0996-22-2525	歯科
31	林歯科医院	平佐町2004 0996-20-5251	歯科
32	林かずひろ歯科クリニック	向田本町18-20 0996-21-1755	歯科 小児歯科 矯正歯科
33	ひめの歯科クリニック	東郷町小野淵中水流972-1 0996-42-0786	歯科 矯正歯科 小児歯科
34	星元歯科	東大小路町708 0996-22-6433	歯科 小児歯科
35	まつなが歯科	鳥追町143 0996-27-0023	歯科 小児歯科
36	まつもと歯科医院	入来町浦之名7676-1 0996-44-5000	歯科 小児歯科 矯正歯科
37	みずひき歯科診療所	小倉町2591-1 0996-31-2888	歯科 小児歯科 口腔
38	向田歯科	向田本町4-8 0996-25-1040	歯科
39	米良歯科医院	勝目町4170-1 0996-20-0820	歯科
40	やなぎた歯科医院	平佐町1822-1 0996-20-6480	歯科 小児歯科 矯正歯科
41	山ノ内歯科医院	御陵下町26-50 0996-20-2122	歯科
42	山本(敏)歯科医院	若葉町5-1 0996-25-1533	歯科
43	Y'sデンタルクリニック	田崎町1071-1 0996-20-6110	歯科
44	若松歯科医院	宮崎町3701-1 0996-27-0008	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔

○ 薩摩川内市社会福祉施設等一覧

平成18年12月31日現在

養護老人ホーム

老人福祉法第11条，第20条の4の規定により，65歳以上の者であって，環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ養護する施設。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	薩摩川内市立和光園	薩摩川内市	永利町4107-5	0996-22-2763
2	指月苑	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3003	0996-38-1500
3	甑島敬老園	薩摩川内市	下甑町長浜1185-2	09969-5-0061

特別養護老人ホーム

老人福祉法第20条の5，介護保険法第8条第24項の規定により，65歳以上の者であって，身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし，かつ居宅においてこれを受けることが困難な者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ，養護する施設。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	白寿園	社会福祉法人白寿会	中福良町2827-1	0996-23-4488
2	福和園	社会福祉法人近陵会	御陵下町29-50	0996-25-3273
3	幸せの里	社会福祉法人愛和会	永利町4311-5	0996-27-1110
4	やしの実	社会福祉法人裕裕会	勝目町4174-1	0996-25-8403
5	はまかぜ園	社会福祉法人湊州会	西方町3111	0996-28-1010
6	翠泉苑	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3200-118	0996-38-1515
7	博愛園	社会福祉法人清色福祉会	入来町浦之名695	0996-44-2766
8	とうごう苑	社会福祉法人祥健会	東郷町斧淵2501	0996-42-2111
9	のぞみ園	社会福祉法人伸志会	祁答院町蘭牟田2153-1	0996-56-0360
10	寿里苑	社会福祉法人里福祉会	里町里1621番地1	09969-6-3820
11	こしき園	社会福祉法人敬愛会	上甑町中甑1236	09969-2-0100
12	甑島敬老園	薩摩川内市	下甑町長浜1185-2	09969-5-0061

特別養護老人ホーム

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
13	鹿島園	薩摩川内市	鹿島町蘭牟田1443-1 09969-6-4481

軽費老人ホーム

老人福祉法第20条の6の規定により、低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等により居宅生活が困難な者を契約により入所させ、日常生活上必要な便宜を提供する施設で、A型（給食付）、B型（自炊）及びケアハウスの3種類ある。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	すこやかハイツ	社会福祉法人愛和会	永利町4311-5 0996-27-0025
2	松清園	社会福祉法人清色福祉会	入来町浦之名790-1 0996-44-4670

老人憩の家

老人憩の家設置運営要綱(厚生省社会局長通知)により、市町村において地域の老人の心身の健康増進を図るため、教養の向上、レクリエーション等のための場を与えるために設置される。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	小倉老人憩の家	薩摩川内市	小倉783-3 0996-23-5006
2	鹿島老人憩の家	薩摩川内市	鹿島町蘭牟田1530-3

老人福祉センター等

老人福祉法第20条の7の規定により、地域の老人に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。A型とその機能を補完するB型があり、更にA型の保健部門を強化した特A型がある。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	入来高齢者福祉センター	薩摩川内市	入来町副田5735 0996-44-2317
2	薩摩川内市上甕老人福祉センター	薩摩川内市	上甕町中甕481-1 09969-2-0001

老人デイサービスセンター

老人福祉法第5条の3，第20条の2の2，介護保険法第8条第7項，第16項，介護保険法第8条の2第7項，第15項の規定により，居宅要介護者等に対し，通所により，入浴・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	白寿園デイサービスセンター	社会福祉法人白寿会	中福良町2827-1	0996-23-0121
2	福和園デイサービスセンター	社会福祉法人近陵会	御陵下町29-50	0996-20-1002
3	デイサービスセンター幸せの里	社会福祉法人愛和会	永利町4311-5	0996-27-0533
4	デイサービスセンターわかまつ園	社会福祉法人ひまわり会	高江町1653-1	0996-25-2368
5	デイサービスセンター神田ステーション	社会福祉法人ひまわり会	東開聞町3-1	0996-25-4708
6	デイサービスセンターはまかぜ園	社会福祉法人湊州会	西方町3111	0996-28-1010
7	デイサービスセンター田海園	川薩福祉企業組合	城上町9750-7	0996-21-9338
8	NPOぬくもりの家	NPOぬくもりの家	高江町433-2	0996-20-0898
9	デイサービスセンターすずらん	医療法人厚徳会	勝目町5219-1	0996-20-1173
10	翠泉苑デイサービスセンター	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3200-118	0996-38-1515
11	グリーンヒルデイサービス倶楽部	グリーンヒル株式会社	樋脇町市比野250	0996-21-0700
12	認知症デイサービス湯多里	医療法人卓翔会	樋脇町市比野2995	0996-38-2500
13	博愛園デイサービスセンター	社会福祉法人清色福祉会	入来町浦之名673	0996-44-5193
14	とうごう苑デイサービスセンター	社会福祉法人祥健会	東郷町斧淵2501	0996-42-2111
15	のぞみ園デイサービスセンター	社会福祉法人伸志会	祁答院町藺牟田2153-1	0996-56-0228
16	市社協里支所通所介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	里町里1900-2	09969-3-2880
17	デイサービスセンターこしき園	社会福祉法人敬愛会	上甑町中甑1236	09969-2-0100
18	デイサービスセンター甑島敬老園	薩摩川内市	下甑町長浜1185-2	09969-5-1752
19	玉姫園デイサービスセンター 指定通所介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	下甑町手打955-3	09969-7-0246
20	市社協鹿島支所通所介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	鹿島町藺牟田1443-1	09969-4-2089

通所リハビリテーション

介護保険法第8条第8項の規定により、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	今村クリニック	社会福祉法人可愛会	御陵下町2650-3 0996-23-4118	
2	あじさい苑	医療法人杏政会	横馬場町8-11 0996-23-6000	
3	きららクリニック (H18.9.1~休止)	医療法人杏政会	永利町2531 0996-23-9900	
4	グリーンライフ川内	社会福祉法人可愛会	宮内町2634 0996-20-2500	
5	伊達病院	医療法人敬安会	神田町4-25 0996-23-7171	
6	新門整形外科	医療法人くすのき会	中郷一丁目8-16 0996-21-1661	
7	たはら病院	医療法人芳優	大小路町69-35 0996-23-3275	
8	長生園ナーシングセンター	医療法人同潤会	大小路町51-3 0996-22-1121	
9	手塚医院	医療法人祥隆会	大小路町43-25 0996-22-7400	
10	日高内科クリニック	医療法人厚德会	勝目町5842-5 0996-20-1950	
11	宮内クリニック	医療法人正東会	宮内町2026-2 0996-22-2002	
12	山下医院	医療法人山下医院	向田町995-1 0996-23-4355	
13	若松記念病院	医療法人大誠会	神田町11-20 0996-23-3291	
14	クオラクリニック	医療法人クオラ	宮崎町3000番地 0996-20-1300	
15	川原クリニック	医療法人松翠会	向田本町18番11号 0996-23-7255	
16	グラン・ベリテひわき	医療法人卓翔会	樋脇町市比野2995番地 0996-38-2500	
17	おおたクリニック	医療法人泰信会	入来町浦之名7683番地 0996-44-3151	
18	介護老人保健施設グレースホーム	医療法人恵愛会	東郷町斧淵8920番地 0996-21-6311	
19	クリニックのぞみ	社会福祉法人伸志会	祁答院町蘭牟田2103-6 0996-56-0011	

認知症対応型共同生活介護施設（認知症高齢者グループホーム）

老人福祉法第5条の2第6項介護保険法第8条第18項，介護保険法第8条の2第17項の規定により，要介護者等で認知症である者について，共同生活住居において入浴・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	自立の家	医療法人同潤会	大小路町54-8	0996-22-8611
2	認知症老人グループホーム そら	医療法人杏政会	横馬場町8-11	0996-23-6000
3	ふるさとの家「すずらん」	医療法人厚徳会	勝目町5215-5	0996-27-6060
4	グループホーム 川内森の里	有限会社川内介護福祉会	中郷町6956-49	0996-27-6568
5	グループホーム お多麻さんの家	有限会社ゆずの智	上川内町5569-5	0996-23-4683
6	グループホーム あおいの家	有限会社あおい介護福祉会	隈之城町1248	0996-20-3221
7	グループホーム 燦々（さんさん）	オフィス藤田有限会社	永利町969-1	0996-22-3961
8	ケアホーム 田海園	川薩福祉企業組合	城上町9750-7	0996-21-9338
9	ケアホーム 花梨	医療法人静和会	水引町3410-6	0996-31-2130
10	グループホーム わかまつ園	社会福祉法人ひまわり会	高江町1656	0996-23-1201
11	グループホーム きままの里	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3244-1	0996-38-2700
12	グループホーム のぞみ	社会福祉法人伸志会	祁答院町藺牟田2153-1	0996-31-8101
13	グループホーム とうごう苑	社会福祉法人祥健会	東郷町斧淵2636-1	0996-21-6551
14	グループホーム 遊雅の郷	医療法人卓翔会	入来町浦之名786	0996-21-4500

ヘルパーステーション

介護保険法第8条第2項の規定により，ホームヘルパーを派遣し，日常生活を営むのに支障がある高齢者の家庭にヘルパーが定期的に訪問し，家事や介護の援助を行い自立を促す。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	ヘルパーステーションたんぼぼ	医療法人杏政会	横馬場町8-10	0996-23-6000
2	可愛会 指定訪問介護事業所	社会福祉法人可愛会	宮内町2539-2	0996-25-3327
3	コープヘルパーステーション川内	生活協同組合コープかごしま	中郷1-10-24	0996-22-8203
4	済生会 訪問介護ステーションせんだい	社会福祉法人済生会	原田町2-46	0996-20-6660

ヘルパーステーション

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
5	ヘルパーステーション幸せの里	社会福祉法人愛和会	永利町4311-5 0996-27-1120
6	薩摩川内市社会福祉協議会 本所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	永利町4107-1 0996-22-2355
7	ヘルパーステーションすずらん	医療法人厚徳会	勝目町5219-1 0996-21-1583
8	ヘルパーセンター 長生園	医療法人同潤会	大小路町51-9 0996-20-5939
9	ヘルプサービスはまかぜ園	社会福祉法人湊州会	西方町3111 0996-28-1010
10	ヘルパーステーション福和園	社会福祉法人近陵会	御陵下町29-50 0996-25-3273
11	ホームヘルパーステーション わかまつ園	社会福祉法人ひまわり会	高江町1653-1 0996-25-2368
12	ヘルパーステーションあすなる	オフィス藤田有限会社	平佐町1664-3-103 0996-22-3961
13	株式会社コムスン 鹿児島川内ケアセンター	株式会社コムスン	田崎町1035-1 0996-25-4871
14	宮内クリニック	医療法人正東会	宮内町2026-2 0996-22-2002
15	ヘルパーステーションK	医療法人 社団 真澄会	田崎町1071-8 0996-25-4169
16	特定非営利活動法人優しい手 訪問介護事業所	特定非営利活動法人優しい手	大王町7-3 0996-23-1365
17	ヘルパーステーションS&T	川薩福祉企業組合	五代町7165-2 0996-21-9338
18	薩摩川内市社会福祉協議会 樋脇支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	樋脇町市比野4690 0996-38-1321
19	翠泉苑ホームヘルパーステーション	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3200-118 0996-38-2345
20	薩摩川内市社会福祉協議会 入来支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	入来町副田5735 0996-44-3731
21	薩摩川内市社会福祉協議会 東郷支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	東郷町斧淵725-1 0996-42-1872
22	とうごう苑 ホームヘルプサービスステーション	社会福祉法人祥健会	東郷町斧淵2501 0996-42-2102
23	薩摩川内市社会福祉協議会 祁答院支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	祁答院町下手41 0996-55-1610
24	指月苑ホームヘルパーステーション	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3003 0996-38-1500
25	薩摩川内市社会福祉協議会 里支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	里町里1900-2 09969-3-2880
26	薩摩川内市社会福祉協議会 上甌支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	上甌町中甌481-1 09969-2-1411
27	薩摩川内市社会福祉協議会 下甌支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	下甌町手打955-3 09969-7-0246

ヘルパーステーション

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
28	薩摩川内市社会福祉協議会 鹿島支所訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	鹿島町藺牟田1443-1
			09969-4-2089

訪問入浴介護

介護保険法第8条の1の規定による，要介護者の居宅を訪問し，浴槽を提供して行なわれる入浴の介護。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	薩摩川内市社会福祉協議会 本所訪問入浴介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	永利町4107-1
			0996-22-2355
2	白寿園訪問入浴サービス	社会福祉法人白寿会	中福良町2827-1
			0996-20-4139
3	福和園訪問入浴介護事業所	社会福祉法人近陵会	御陵下町29-50
			0996-20-1047
4	薩摩川内市社会福祉協議会 樋脇支所訪問入浴介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	樋脇町市比野4690
			0996-38-1166
5	薩摩川内市社会福祉協議会 入来支所訪問入浴介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	入来町副田5735
			0996-44-3731
6	薩摩川内市社会福祉協議会 東郷支所訪問入浴介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	東郷町斧淵725-1
			0996-42-1872

福祉用具の貸与

介護保険法第8条の1の規定による，居宅要介護者等について行なわれる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具および要介護者等の機能訓練のための用具であって，要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう）のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	有限会社システムアート	有限会社システムアート	矢倉町4473-1
			25-3312
2	株式会社カクイックスウィング 川内営業所	株式会社 カクイックスウィング	隈之城町742-4
			0996-21-1513
3	アーチ株式会社	アーチ株式会社	平佐町3493
			0996-20-2202
4	遊電館おおつか (H16.7.20～休止)	有限会社大塚電機	大小路町9番17号
			0996-22-3076
5	有限会社セブンプラザ川内店	有限会社セブンプラザ川内店	中郷2-6-14
			0996-23-4000
6	福祉用具貸与センター あおぞら	有限会社ふとんの西川綿業	花木町14-25
			0996-22-5853
7	らくーだ	医療法人松翠会	大小路町19-38
			0996-23-3125
8	株式会社タクマ建設北薩営業所	株式会社タクマ建設	東大小路町68-16
			0996-23-4040

福祉用具の貸与

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
9	サポートさつま	有限会社マイライフ	鳥追町7-1 0996-27-7588	
10	介護ショップあんしん	有限会社いほり工業	東大小路町46-6 0996-22-6207	
11	九州さくら建設株式会社 介護事業部（H15.11.1～休止）	九州さくら建設株式会社	入来町副田5912-3 0996-44-2102	
12	サンハウス	昌和建设株式会社	上甑町中甑475-2 09969-2-0201	

在宅介護支援センター

老人福祉法第5条の3，老人福祉法第20条の7の2，老人（在宅）介護支援センターの運営についての規定により，地域の老人の福祉に関する各般の問題につき，在宅の要援護高齢者若しくは要援護高齢者となるおそれのある高齢者又はその家族等からの相談に応じ，在宅の要援護高齢者等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関・サービス実施機関等との連絡調整その他の援助を総合的に行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	薩摩川内市在宅介護支援センター 白寿園	社会福祉法人白寿会	中福良町2827-1 0996-23-4488	
2	薩摩川内市在宅介護支援センター グリーンライフ川内	社会福祉法人可愛会	宮内町2634 0996-20-3700	
3	薩摩川内市在宅介護支援センター あじさい	医療法人杏政会	横馬場町8-11 0996-25-2225	
4	薩摩川内市在宅介護支援センター 福和園	社会福祉法人近陵会	御陵下町29-50 0996-20-1002	
5	薩摩川内市在宅介護支援センター 幸せの里	社会福祉法人愛和会	永利町4311-5 0996-27-1120	
6	薩摩川内市在宅介護支援センター わかまつ園	社会福祉法人ひまわり会	高江町1653-1 0996-25-2690	
7	薩摩川内市在宅介護支援センター 長生園	医療法人同潤会	大小路町51-3 0996-21-1250	
8	薩摩川内市在宅介護支援センター はまかぜ園	社会福祉法人湊州会	西方町3111 0996-28-1010	
9	薩摩川内市在宅介護支援センター	社団法人川内市医師会	大小路町70-26 0996-23-4612	
10	薩摩川内市 樋脇在宅介護支援センター	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3200-118 0996-38-2345	
11	薩摩川内市 入来在宅介護支援センター	社会福祉法人清色福祉会	入来町浦之名790-1 0996-44-5088	
12	薩摩川内市 東郷在宅介護支援センター	社会福祉法人祥健会	東郷町斧淵2501 0996-42-2102	
13	のぞみ園在宅介護支援センター	社会福祉法人伸志会	祁答院町蘭牟田2153-1 0996-56-0332	
14	薩摩川内市里在宅介護支援センター	薩摩川内市社会福祉協議会	里町里1900-2 09969-3-2800	

在宅介護支援センター

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
15	薩摩川内市 上甑在宅介護支援センター	薩摩川内市	上甑町中甑490-1	
			09969-6-1223	
16	薩摩川内市下甑在宅介護支援センター 甑島敬老園	薩摩川内市	下甑町長浜1185-2	
			09969-5-1751	
17	薩摩川内市在宅介護支援センター 鹿島園	薩摩川内市	鹿島町藺牟田1443-1	
			09969-6-4483	

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護保険法第8条の1の規定により，居宅要介護者等について，厚生労働省令で定める施設または老人短期入所施設に短期入所させ，当該施設において入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行なう。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	幸せの里	社会福祉法人愛和会	永利町4311-5 0996-27-1110	
2	白寿園	社会福祉法人白寿会	中福良町2827-1 0996-23-4488	
3	はまかぜ園	社会福祉法人溪州会	西方町3111 0996-28-1010	
4	福和園	社会福祉法人近陵会	御陵下町29-50 0996-25-3273	
5	やしの実	社会福祉法人裕裕会	勝目町字坪塚4174-1 0996-25-8403	
6	特別養護老人ホーム翠泉苑	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3200-118 0996-38-1515	
7	博愛園	社会福祉法人清色福祉会	入来町浦之名695 0996-44-2766	
8	とうごう苑	社会福祉法人祥健会	東郷町斧淵2501 0996-42-2111	
9	のぞみ園	社会福祉法人伸志会	祁答院町藺牟田2153-1 0996-56-0360	
10	こしき園	社会福祉法人敬愛会	上甑町中甑1236	
			09969-2-0100	
11	寿里苑	社会福祉法人里福祉会	里町里1621-1	
			09969-6-3820	
12	甑島敬老園	薩摩川内市	下甑町長浜1185-2	
			09969-5-0061	
13	鹿島園	薩摩川内市	鹿島町藺牟田1443-1	
			09969-6-4481	

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護保険法第8条の1の規定により、居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行なう。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	あじさい苑	医療法人杏政会	横馬場町8-11	0996-23-6000
2	グリーンライフ川内	社会福祉法人可愛会	宮内町2634	0996-20-2500
3	坂口病院	医療法人育生会	大王町1-1	0996-23-4509
4	高江病院	医療法人杏政会	横馬場町7-26	0996-23-3228
5	長生園ナーシングセンター	医療法人同潤会	大小路町51-3	0996-22-1121
6	山下医院	医療法人山下医院	向田町995-1	0996-23-4355
7	おおたクリニック	医療法人泰信会	入来町浦之名7683	0996-44-3151
8	市比野記念病院	医療法人卓翔会	樋脇町市比野3079	0996-38-1200
9	グラン・ベリテひわき	医療法人卓翔会	樋脇町市比野2995	0996-38-2500
10	介護老人保健施設グレースホーム	医療法人恵愛会	東郷町斧淵8920	0996-21-6311

指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所は居宅において介護保険で受けられる指定居宅サービスや特例居宅介護サービスなどの紹介、いろいろなサービスの調整、居宅支援サービス費にかかる費用の計算や請求などを要介護者の代わりに行う事業所。法人格を持ち都道府県が認可する。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	在宅介護支援センターあじさい	医療法人杏政会	横馬場町8-11	0996-25-2225
2	川内市医師会居宅介護支援事業所	社団法人川内市医師会	大小路町70-26	0996-23-4612
3	可愛会居宅介護支援事業所	社会福祉法人可愛会	宮内町2634	0996-20-3700
4	伊達病院	医療法人敬安会	神田町4-25	0996-23-7171
5	コープ介護支援センター川内	生活協同組合コープかごしま	中郷町1-10-24	0996-22-8023
6	済生会居宅介護支援事業所せんだい	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部鹿児島県済生会	原田町2-46	0996-20-6660

指定居宅介護支援事業所

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
7	在宅介護支援センター幸せの里	社会福祉法人愛和会	永利町4311-5 0996-27-1120
8	薩摩川内市社会福祉協議会 本所指定居宅介護支援事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	永利町4107-1 0996-22-2355
9	新門整形外科	医療法人くすのき会	中郷町1-8-16 0996-21-1661
10	居宅介護支援センターすずらん	医療法人厚徳会	勝目町5219-1 0996-21-1581
11	在宅介護支援センター長生園	医療法人同潤会	大小路町51-3 0996-21-1250
12	ケアプランセンター花鳥風月	医療法人祥隆会	中福良町2840-1 0996-22-7400
13	在宅介護支援センターはまかぜ園	社会福祉法人湊州会	西方町3111 0996-28-1010
14	福山内科	医療法人一廣会	西向田町5-19 0996-23-4469
15	在宅介護支援センター福和園	社会福祉法人近陵会	御陵下町29-50 0996-20-1002
16	森園病院	医療法人松翠会	大小路町19-38 0996-23-3125
17	在宅介護支援センターわかまつ園	社会福祉法人ひまわり会	高江町1653-1 0996-25-2690
18	浜田医院	医療法人湊州会	水引町 0996-26-2107
19	宮内クリニック	医療法人正東会	宮内町2026-2 0996-22-2002
20	Kメンタルクリニック 居宅介護支援事業所	医療法人社団真澄会	田崎町1071-8 0996-25-4169
21	在宅介護支援センターあおぞら	有限会社ふとんの西川綿業	花木町14-25 0996-22-5853
22	介護相談所クオラせんだい	医療法人クオラ	宮崎町3000 0996-20-1563
23	居宅介護支援事業所やしの実	社会福祉法人裕裕会	勝目町字坪塚4174-1 0996-25-8155
24	居宅介護支援事業所ピア	オフィス藤田有限会社	永利町969-1-201 0996-20-7848
25	指定居宅介護支援事業所恵泉会 (H18.11.1～休止)	医療法人恵泉会	御陵下町14-12 0996-22-7080
26	薩摩川内市指定介護予防事業所 (薩摩川内市包括支援センター)	薩摩川内市	神田町3-22 0996-23-5111
27	介護相談所とうみ	川薩福祉企業組合	五代町7165-2 0996-21-1818
28	市比野記念病院	医療法人卓翔会	樋脇町市比野3079 0996-38-1200
29	薩摩川内市社会福祉協議会 樋脇支所居宅介護支援事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	樋脇町市比野4690 0996-38-1166

指定居宅介護支援事業所

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
30	樋脇居宅介護支援センター	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3200-118	0996-38-2345
31	薩摩川内市社会福祉協議会 入来支所指定居宅介護支援事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	入来町副田5735	0996-44-3731
32	松清園居宅介護支援事業所	社会福祉法人清色福祉会	入来町浦之名790-1	0996-44-5088
33	グレースホーム居宅介護支援事業所	医療法人恵愛会	東郷町斧淵8920	0996-21-6311
34	薩摩川内市社会福祉協議会 東郷支所居宅介護支援事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	東郷町斧淵725-1	0996-42-1872
35	とうごう苑在宅介護支援センター	社会福祉法人祥健会	東郷町斧淵2501	0996-42-2102
36	居宅介護支援センターりぼん	有限会社介護センターMYJ	東郷町斧淵2513	0996-42-2125
37	薩摩川内市社会福祉協議会 祁答院支所指定居宅介護支援事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	祁答院町下手41	0996-55-1610
38	のぞみ園在宅介護支援センター	社会福祉法人伸志会	祁答院町蘭牟田2153-1	0996-56-0332
39	薩摩川内市社会福祉協議会 里支所指定居宅介護支援事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	里町里1900-2	09969-3-2880
40	薩摩川内市立在宅介護支援センター 甑島敬老園	薩摩川内市	下甑町長浜1185-2	09969-5-1751
41	薩摩川内市社会福祉協議会 鹿島支所指定居宅介護支援事業所	薩摩川内市社会福祉協議会	鹿島町蘭牟田1443-1	09969-6-4483
42	居宅介護支援事業所 こしき園	社会福祉法人敬愛会	上甑町中甑1286	09969-2-0100

(介護予防) 認知症対応型通所介護

介護保険法第8条の1の規定による、「認知症」の要介護者に老人福祉法の厚生労働省令で定める施設や同じく老人福祉法で規定する老人デイサービスセンターへ通ってもらい、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上のお世話、機能訓練を行うサービス。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	デイサービスセンターすずらん	医療法人厚徳会	勝目町5842-5	0996-20-1073
2	NPOぬくもりの家	特定非営利活動法人 NPOぬくもりの家	高江町433-2	0996-20-2898
3	認知症デイサービス湯多里	医療法人卓翔会	樋脇町市比野2995	0996-38-2500
4	翠泉苑デイサービスセンター	社会福祉法人市比野福祉会	樋脇町市比野3200-118	0996-38-1515

介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法第8条の1の規定による，要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し，施設サービス計画に基づいて，看護，医学的管理の下における介護および機能訓練，その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をいうことを目的とする施設として，都道府県知事の許可を受けたものをいい，「介護保健施設サービス」とは，介護老人保健施設に入所する要介護者に対し，施設サービス計画に基づいて行なわれる看護，医学的管理の下における介護および機能訓練，その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をいう。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	あじさい苑	医療法人杏政会	横馬場町8-11	0996-23-6000
2	長生園ナーシングセンター	医療法人同潤会	大小路町51-3	0996-22-1121
3	グリーンライフ川内	社会福祉法人可愛会	宮内町2634	0996-20-2500
4	グラン・ベリテひわき	医療法人卓翔会	樋脇町市比野2995	0996-38-2500
5	介護老人保健施設グレースホーム	医療法人恵愛会	東郷町斧淵8920	0996-21-6311

介護療養型医療施設

介護保険法第8条の1の規定による，療養型病床群等（療養型病床群または都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であって，政令で定める病所のうち認知症の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行なわれるものとして政令で定めるものをいう）を有する病院または診療所であって，当該療養型病床群等（当該療養型病床群のうちその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し，施設サービス計画に基づいて，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練，その他必要な医療を行なうことを目的とする施設をいい，「介護療養施設サービス」とは，介護療養型医療施設の療養型病床群等に入所する要介護者に対し，施設サービス計画に基づいて行なわれる療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練，その他必要な医療をいう。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	高江病院	医療法人杏政会	横馬場町7-26	0996-23-3228
2	坂口病院	医療法人育生会	市大王町1-1	0996-23-4509
3	山下医院	医療法人山下医院	向田町995-1	0996-23-4355
4	おおたクリニック	医療法人泰信会	入来町浦之名7683	0996-44-3151
5	市比野記念病院	医療法人卓翔会	樋脇町市比野3079	0996-38-1200

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

薩摩川内市生活支援ハウス条例の規定により，高齢者の心身の健康を保持し，ふれあいを深めるとともに，高齢者及びその介護家族に対する介護支援機能，居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより，高齢者福祉の増進を図る。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	生活支援ハウス長生園	医療法人同潤会	大小路町51-3	
2	里高齢者生活福祉センター もやーど里	薩摩川内市社会福祉協議会	里町里1900-2	
3	下甕高齢者生活福祉センター玉姫園	薩摩川内市社会福祉協議会	下甕町手打955-3	
4	鹿島生活支援ハウス	薩摩川内市社会福祉協議会	鹿島町藺牟田2410	

屋内ゲートボール場

高齢者の生きがい及び市民の健康づくりの充実を図るため，ゲートボール，レクリエーションなど多目的に利用できる，ふれあいの施設です。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	ふれあいドーム	薩摩川内市	永利町4107-10 0996-22-7938	
2	もくもくふれあい館	薩摩川内市	樋脇町市比野4690 0996-22-7938	

（以下の障害福祉施設は，旧障害3法から障害者自立支援法移行への経過措置期間のため施設の分類は，旧分類であらわしてあります）

身体障害者療護施設

身体障害者福祉法第30条の規定により，身体障害者であって常時介護を必要とする者を入所させて，治療及び養護を行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	亀山苑	社会福祉法人可愛会	宮内町2539-2 0996-25-3327	

障害者生活支援センター

在宅の障害のある者やその家族が，住み慣れた地域で安心して生活ができるように，必要なサービスや利用できる制度の情報について，専門の相談員が答え，それぞれに合うプランと一緒に考え，支援していく相談窓口。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	障害者生活支援センター亀山苑	社会福祉法人可愛会	宮内町2641 0996-22-0112	

心身障害児通園施設（児童デイサービス）

児童福祉法第6条の2第3項に規定する、障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	つくし園	薩摩川内市	永利町4107-2	0996-20-1288

身体障害者通所授産施設

身体障害者福祉法第31条の規定により、身体障害者で、雇用されることの困難な者等を通所させて、必要な訓練を行い、かつ職業を与え、その自立を促進させる。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	あすくーる入来	社会福祉法人ウイズ福祉会	入来町副田6542-1	0996-21-4221

身体障害者小規模作業所

心身障害者小規模福祉作業所設置運営基準準則の規定による、在宅の身体障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、就労の機会を与えるとともに、生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的として個人又は民間の団体（NPO法人を含む）が設置運営する施設である。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	川内福祉作業所	薩摩川内市	永利町4107-6	0996-20-3324

川内勤労身体障害者教養文化体育施設

身体障害者の体育文化の向上及び健康の増進を図る。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	サン・アビリティーズ川内	薩摩川内市	永利町4107-2	0996-22-7938

知的障害者更生施設

知的障害者福祉法第21条の6の規定により、18歳以上の知的障害者を入所又は通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	川内厚生園	鹿児島県	百次町1090-1	0996-23-7681
2	川内なずな園	社会福祉法人親和会	五代町7450	0996-27-6780
3	薩来園	社会福祉法人聖櫻会	入来町副田6539-1	0996-44-2374

知的障害者授産施設

知的障害者福祉法第21条の7の規定により、18歳以上の知的障害者であって雇用されることが困難な者を入所又は通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自活させる。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	川内自興園	社会福祉法人県社会福祉事業団	百次町1110	0996-22-4801
2	新葉学園	社会福祉法人拓洋会	樋脇町塔之原5270	0996-37-2861

知的障害者福祉工場

知的障害者福祉法の規定による、作業能力はあるが、対人関係・健康管理等の事由により、一般就労になじまない知的障害者を雇用し、社会的社会的自立の促進を図るため生活指導・健康管理等を行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	ワークキャンプ樋脇	社会福祉法人拓洋会	樋脇町塔之原5256-1	0996-37-3601

知的障害者グループホーム

障害者自立支援法第5条の規定により、地域において、共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	日笠山荘	社会福祉法人県社会福祉事業団	百次町1611-11	
2	第1拓洋ホーム	社会福祉法人拓洋会	樋脇町塔之原636-1	
3	第2拓洋ホーム	社会福祉法人拓洋会	樋脇町塔之原636-1	
4	第3拓洋ホーム	社会福祉法人拓洋会	樋脇町塔之原636-1	
5	第4拓洋ホーム	社会福祉法人拓洋会	樋脇町塔之原636-1	

知的障害者小規模作業所

心身障害者小規模福祉作業所設置運営基準準則の規定による、在宅の知的障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、就労の機会を与えると同時に、生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的として個人又は民間の団体（NPO法人を含む）が設置運営する施設である。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	川内福祉作業所	薩摩川内市	永利町4107-6	0996-20-3324
2	入来福祉作業所	薩摩川内市	入来町浦之名12555-1	0996-44-5121

知的障害者デイサービスセンター

知的障害者福祉法第21条の5の規定により、地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動機能訓練等を行う。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	デイハウス びい	社会福祉法人麦の芽福祉会	中郷町4708-1	0996-27-7102
2	今村クリニック	社会福祉法人可愛会	宮内町2641	0996-23-4118
3	薩来園デイサービスセンター	社会福祉法人聖櫻会	入来町副田6539-1	0996-44-2374

身体障害者デイサービスセンター

身体障害者福祉法第31条の規定により、身体障害者の自立と社会参加の促進を図るため、通所により創作的活動、機能訓練等の各種の便宜を供与する。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	デイサービスセンターわかまつ園	社会福祉法人ひまわり会	高江町1653-1	0996-25-2368
2	今村クリニック	社会福祉法人可愛会	宮内町2641	0996-23-4118

知的障害児通園施設

児童福祉法第43条の規定により、知的障害児の児童を日々保護者のもとから通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	子ども発達支援センターつくし園	薩摩川内市	永利町4107-2	0996-20-1288

精神障害者生活訓練施設（援護寮）

回復途上にある精神障害者に、居室その他の設備を一定期間利用させることにより、生活の場を与えるとともに、生活の指導等を行い、社会復帰の促進を図る。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	リバティ	医療法人静和会	水引町3386-1	0996-26-3534

精神障害者グループホーム

地域においてグループホームでの生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活の助長を図る。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	リベロホーム	医療法人静和会	水引町3248-2	0996-26-3553

精神障害者小規模作業所

精神障害者への理解を深める。障害者の社会復帰の援助・障害者の家族の精神的苦痛の軽減、関係機関・団体との交流を図り、連携し障害の再発予防、当事者の自立社会参加活動の支援を図る。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	NPO若あゆ作業所	薩摩川内市精神障害者福祉促進の会	御陵下町12-30	0996-27-0222

児童養護施設

児童福祉法第41条の規定により、保護者のない児童，虐待されている児童，その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し，あわせてその自立を支援する。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	川内精舎	社会福祉法人藤照会	百次町649-1	0996-22-5703
2	慈恵学園	社会福祉法人開吉福祉会	樋脇町塔之原5173-2	0996-37-2034
3	大村報徳学園	社会福祉法人大村報徳学園	祁答院町下手4481	0996-55-0034

保育所

児童福祉法第39条の規定により，日々保護者の委託を受けて，保育に欠ける乳児又は幼児を保育する。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	薩摩川内市立川内保育園	薩摩川内市	御陵下町19-8	0996-22-2764
2	川内隣保館保育園	宗教法人真光寺	白和町9-5	0996-23-4798
3	西風園	社会福祉法人西方福祉協会	西方町2605-1	0996-28-0049
4	清涼保育園	社会福祉法人川内八チス福祉会	小倉町605-1	0996-22-2461
5	高江保育園	社会福祉法人高江町福祉会	高江町1901	0996-27-2225
6	永利保育園	社会福祉法人永利福祉協会	百次町1069-22	0996-22-5620
7	隈之城保育園	社会福祉法人隈之城福祉協会	隈之城町1434	0996-22-3619
8	水引保育園	社会福祉法人水引福祉協会	水引町4795	0996-26-2124
9	あさひ保育園	社会福祉法人川内東福祉協会	中村町7126-2	0996-29-2714
10	高城保育園	社会福祉法人高城福祉協会	高城町1445	0996-30-2920

保育所

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
11	育英保育園	社会福祉法人育英福祉会	中郷町4-187 0996-22-3467
12	平佐保育園	社会福祉法人平佐福祉会	平佐町3879-2 0996-23-2552
13	青山保育園	社会福祉法人隈之城福祉協会	青山町3637-1 0996-25-3324
14	清水丘保育園	社会福祉法人ひまわり会	宮里町3048-9 0996-25-4522
15	勝目保育園	社会福祉法人隈之城福祉協会	勝目町5315-71 0996-20-2243
16	善福寺保育園	社会福祉法人光明福祉会	樋脇町塔之原1177 0996-37-2103
17	永照寺保育園	宗教法人永照寺	樋脇町市比野2549 0996-38-0448
18	諏訪保育園	社会福祉法人諏訪福祉会	樋脇町市比野5322-2 0996-38-1193
19	浄国寺保育園	社会福祉法人慈晃福祉会	入来町副田5752-5 0996-44-4381
20	入来保育園	社会福祉法人清流福祉会	入来町浦之名7517-3 0996-44-2391
21	若あゆ保育園	社会福祉法人東郷福祉会	東郷町斧淵908-1 0996-42-1106
22	蘭牟田保育所	社会福祉法人蘭牟田保育所	祁答院町蘭牟田295-1 0996-56-0033
23	大村保育園	社会福祉法人大村福祉会	祁答院町下手3001-2 0996-55-0126

へき地保育所

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するため、市町村が設置する施設。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	里保育園	薩摩川内市	里町里1922-2 09969-3-2145

児童館

児童福祉法第40条の規定により、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	青瀬児童館	薩摩川内市	(休館中)

児童館

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
2	宮里児童館	薩摩川内市	宮里町2250 0996-22-5301

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の2の2，21条の9，21条の10，34条の7，49条及び56条の6の規定により，仕事や病気などで昼間，保護者がいない小学校などに通う児童に，遊びや集団生活の場を提供して，その健全な育成を図るもの。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	水引児童クラブ	薩摩川内市	水引町4798 0996-26-2376
2	永利児童クラブ	薩摩川内市	百次町959-5 0996-22-5322
3	青山児童クラブ	地元運営委員会	青山町4194 0996-20-0775
4	平佐西児童クラブ	地元運営委員会	平佐町2934-1 0996-22-8250
5	可愛児童クラブ	地元運営委員会	御陵下町4-30 0996-22-8451
6	おかっこ児童クラブ	社会福祉法人ひまわり会	宮里町3048-9 0996-25-4522
7	亀山児童クラブ	地元運営委員会	宮内町1818-2 0996-20-4647
8	市比野児童クラブ	地元運営委員会	樋脇町市比野2805 0996-38-1490
9	黒木わいわいクラブ	薩摩川内市	祁答院町黒木185 0996-55-1960

認可外保育施設

乳幼児を保育することを目的とする施設で，児童福祉法に基づく児童福祉施設として県の認可を受けていない施設を総称したもの。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	共同保育所ひまわり園	川畑 継雄	中郷町1-5-3 0996-25-1528
2	大王児園	吉留 健一	大王町3-1 0996-22-3857
3	みやうち保育園	久保 悦子	宮内町1759-8 0996-23-9532
4	保育所風の子ルーム	江崎 里美	大小路町3511 0996-27-2077
5	りぼん託児所	穂満 裕	平佐町1969-5 0996-25-1370

認可外保育施設

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
6	中郷こどもの家	福富 はるみ	中郷町1-30-24-2	0996-22-3434
7	託児所さくらんぼ	橋元 米子	中郷4-211	0996-22-0377
8	文殊託児所	末吉 かつ子	山之口町4894-1	0996-20-7561
9	中郷保育園	平國 富義	中郷4-28-1	0996-20-7288
10	あっとほーむ	大瀧 眞吾	東向田町8-16	0996-23-6826

事業所内託児所

企業が社員のために会社内に設置する託児所。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	田島産婦人科	医療法人聖壽会	平佐町1957-7	0996-22-0311
2	ちゅうりっぷ園 (医師会立市民病院)	医師会	永利町4107-7	0996-20-5770
3	あゆみ園(高江病院)	医療法人杏政会	横馬場町8-10	0996-23-3228

へき地保健福祉館

地方自治法第244条及び薩摩川内市社会福祉施設条例の規定により、いわゆるへき地において、地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談などの生活の各般の便宜を供与する施設。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	薩摩川内市上甑へき地保健福祉館	薩摩川内市	上甑町小島1-2	09969-2-0629
2	薩摩川内市子岳へき地保健福祉館	薩摩川内市	下甑町片野浦390-1	09969-7-0134
3	薩摩川内市手打へき地保健福祉館	薩摩川内市	下甑町手打1891	09969-7-0389
4	薩摩川内市鹿島へき地保健福祉館	薩摩川内市	鹿島町藺牟田3207-17	09969-4-2057

生活館

地方自治法第244条及び薩摩川内市社会福祉施設条例の規定により、健康相談、生活相談、講習会等、生活環境の改善を目的とした各種会合等を行える多目的な機能を有する施設。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	薩摩川内市上甑生活館	薩摩川内市	上甑町平良217-1	09969-2-0091
2	薩摩川内市下甑長浜生活館	薩摩川内市	下甑町長浜1502	

地域福祉センター

地域福祉センター設置運営要綱（厚生省社会局長通知）の規定により、利用対象者を特定せず広く地域住民全てを対象に、デイサービス事業、研修事業、相談事業等を行い、もって地域住民の多様な福祉ニーズに応える。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	薩摩川内市総合福祉会館	薩摩川内市社会福祉協議会	永利町4107-1	0996-22-2355

隣保館

地域における諸問題の解決、人権擁護活動の強化、周辺地域の人たちとの交流推進等を図る。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	冷水会館	薩摩川内市	冷水町474-1	0996-27-1007
2	永田会館	薩摩川内市	五代町1848-1	0996-27-1008
3	杉ノ角会館	薩摩川内市	白浜町967	0996-29-2229
4	入来会館	薩摩川内市	入来町副田5674-8	0996-44-3611

薩摩川内市保健センター

地域保健法第18条及び薩摩川内市保健センター条例に基づき、市民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設。

	施設名	設置者名	住所	
			電話番号	
1	川内保健センター (すこやかふれあいプラザ内)	薩摩川内市	西開閨町6-10	0996-22-8811
2	樋脇保健センター	薩摩川内市	樋脇町市比野2926-2	0996-38-2211
3	入来保健センター	薩摩川内市	入来町浦之名32-1	0996-44-3111
4	東郷保健センター「ほっとピア」	薩摩川内市	東郷町斧淵725-1	0996-42-0121

薩摩川内市保健センター

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
5	祁答院保健センター	薩摩川内市	祁答院町下手41 0996-55-1111
6	上甑保健センター	薩摩川内市	上甑町中甑490-1 09969-2-0391

薩摩川内市社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っている。

	施設名	設置者名	住所
			電話番号
1	薩摩川内市社会福祉協議会本所	薩摩川内市社会福祉協議会	永利町4107-1 0996-22-2355
2	薩摩川内市社会福祉協議会樋脇支所	薩摩川内市社会福祉協議会	樋脇町市比野2926-2 0996-38-1166
3	薩摩川内市社会福祉協議会入来支所	薩摩川内市社会福祉協議会	入来町副田5735 0996-44-3731
4	薩摩川内市社会福祉協議会東郷支所	薩摩川内市社会福祉協議会	東郷町斧淵725-1 0996-42-1872
5	薩摩川内市社会福祉協議会祁答院支所	薩摩川内市社会福祉協議会	祁答院町下手41 0996-55-1610
6	薩摩川内市社会福祉協議会里支所	薩摩川内市社会福祉協議会	里町里1900-2 09969-3-2880
7	薩摩川内市社会福祉協議会上甑支所	薩摩川内市社会福祉協議会	上甑町中甑481-1 09969-2-1411
8	薩摩川内市社会福祉協議会下甑支所	薩摩川内市社会福祉協議会	下甑町手打955-3 09969-7-0246
9	薩摩川内市社会福祉協議会鹿島支所	薩摩川内市社会福祉協議会	鹿島町藺牟田1443-1 09969-4-2450